

# 世田谷区公報

## 目次

### 条 例

- 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例(24) ..... 3
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例(25) ..... 3
- 規 則**
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則(20) ..... 4
- 世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(21) ..... 6
- 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(22) ..... 6
- 世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則(23) ..... 7
- 世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則(24) ..... 7
- 世田谷区公印規則の一部を改正する規則(25) ..... 2
- 世田谷区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則(26) ..... 8
- 世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則(27) ..... 8
- 世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則の一部を改正する規則(28) ..... 8
- 世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則(29) ..... 8
- 世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(30) ..... 8
- 世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(31) ..... 8
- 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則(32) ..... 9
- 世田谷区公有財産管理規則の一部を改正する規則(33) ..... 9
- 地価公示図書閲覧規則の一部を改正する規則(34) ..... 9
- 世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(35) ..... 9
- 世田谷区基準該当居宅サービス事業者等の登録に関する規則の一部を改正する規則(36) ..... 9
- 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則(37) ..... 10
- 世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則(38) ..... 10
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する

- る規則の一部を改正する規則(39) ..... 11
- 世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則(40) ..... 12
- 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則(41) ..... 12
- 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(42) ..... 12
- 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(43) ..... 12
- 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則(44) ..... 12
- 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(45) ..... 12
- 世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則(46) ..... 12
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則(47) ..... 12
- 世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則(48) ..... 13
- 世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則(49) ..... 13
- 世田谷区開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則(50) ..... 13
- 世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(51) ..... 13
- 世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則(52) ..... 14
- 世田谷区建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(53) ..... 14
- 世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則(54) ..... 14
- 訓 令 甲**
- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正(5) ..... 14
- 世田谷区児童相談所処務規程の一部改正(6) ..... 15
- 告 示**
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(108) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(109) ..... 16
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(110) ..... 16
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(111) ..... 16
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(112) ..... 16
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(113) ..... 16
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変

- 更の告示(114) ..... 17
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(115) ..... 17
- 子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業の確認の辞退の告示(116) ..... 17
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(117) ..... 17
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示(118) ..... 17
- 地方自治法に基づく予算の公表(119) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(120) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(121) ..... 17
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(122) ..... 17
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示(123) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(124) ..... 17
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(125) ..... 17
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(126) ..... 17
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(127) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示(128) ..... 18
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(129) ..... 18
- 世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則に基づく臨時運行許可番号標の失効の告示(130) ..... 18
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(131) ..... 18
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示(132) ..... 18
- 建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示(133) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(134) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(135) ..... 18
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(136) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(137) ..... 19
- 地方自治法施行令に基づく庁舎におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(138) ..... 19
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(139) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(140) ..... 19
- 世田谷区公共物管理条例施行規則

に基づく区管理道路線の指定の告示(141).....19	○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(170).....22	域変更及び供用開始の告示(197).....26
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(142).....19	○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(171).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(198).....26
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(143).....19	○道路法に基づく特別区道路線の占用を制限する区域の指定の告示(172).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(199).....26
○世田谷区公契約の労働報酬下限額について(144).....19	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(173).....23	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(200).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(145).....20	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(174).....23	○令和4年4月1日世田谷区告示第349号の一部を訂正する告示(201).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(146).....20	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(175).....23	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(202).....26
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(147).....20	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(176).....23	○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示(203).....26
○世田谷区立弦巻区民センターの供用開始の告示(148).....20	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(177).....23	<b>公 告</b>
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(149).....20	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(178).....24	○土地区画整理法に基づく志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業施行者焼津市南部土地区画整理組合が発した換地処分通知の送付にかわる当該通知内容の掲示の公告(14).....26
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(150).....20	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(179).....24	○世田谷区立区民会館条例に基づく世田谷区立区民会館の指定管理者の指定の公告(15).....26
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(151).....20	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(180).....24	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(16).....27
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示(152).....20	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(181).....24	○建築基準法に基づく公聴会開催の公告(17).....27
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(153).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(182).....24	○世田谷区立区民会館条例及び世田谷区立区民センター条例に基づく世田谷区立区民会館及び世田谷区立区民センターの指定管理者の指定の公告(18).....27
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(154).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(183).....24	○世田谷区立区民センター条例に基づく世田谷区立区民センターの指定管理者の指定の公告(19).....27
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(155).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(184).....24	○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧等の公告(20).....28
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示(156).....21	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(185).....24	○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(21).....28
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(157).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(186).....24	○予防接種法及び予防接種法施行令に基づく各種予防接種実施の公告(22).....28
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(158).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(187).....25	○建築基準法に基づく一団地の区域等の認定の取消しの公告(23).....28
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(159).....21	○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(188).....25	<b>規 則(教)</b>
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(160).....21	○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(189).....25	○世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則(3).....28
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(161).....21	○地方自治法に基づく予算の公表(190).....25	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4).....28
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(162).....21	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(191).....25	○世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則(5).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(163).....22	○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(192).....25	○学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則(6).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(164).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(193).....25	○世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則(7).....29
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(165).....22	○道路法に基づく特別区道路線の供用廃止の告示(194).....25	○世田谷区立教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則(8).....29
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(166).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の供用廃止の告示(195).....25	○世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則(9).....29
○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(167).....22	○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(196).....26	<b>規 則(議)</b>
○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(168).....22	○道路法に基づく特別区道路線の区	
○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業者の指定の告示(169).....22		

○世田谷区議会傍聴規則の一部を改正する規則(1) ..... 29  
**告 示(選)**  
 ○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示(4) ..... 30  
 ○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和6年3月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示(5) ..... 30  
 ○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示(6) ..... 30  
 ○世田谷区選挙管理委員会会計年度任用職員の報酬の額の告示(7) ..... 30  
**告 示(農)**  
 ○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(3) ..... 30  
**告 示(監)**  
 ○地方自治法に基づく令和5年度定期監査の結果に基づき講じた措置の公表の告示(2) ..... 30  
 ○住民監査請求に係る監査の結果の公表(3) ..... 32

条 例

次に掲げる条例を公布する。  
 令和6年3月29日  
 世田谷区長 保 坂 展 人

- 世田谷区条例第24号**  
 世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例  
**世田谷区条例第25号**  
 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

世田谷区特別区税条例(昭和39年12月世田谷区条例第74号)の一部を次のように改正する。

付則第2条の4の次に次の1条を加える。(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除等の特例)

第2条の5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第17条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の

年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第17条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の区民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第23条第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において区民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第24条第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

付則第3条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例

世田谷区国民健康保険条例(昭和34年11月世田谷区条例第14号)の一部を次のように改正する。

第14条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。))以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る」を削り、同条第1号ア中「(一般被保険者に係るものに限る。)」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、都」を削り、同号カ中「(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。))」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を

「附則第7条」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険給付費等交付金の額

第14条の3第2号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))」を削る。

第14条の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の4の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の7.17(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の62に相当する額を一般被保険者)」を「100分の8.69(基礎賦課総額の100分の63に相当する額を被保険者)」に改め、同条第2号中「45,000円(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の38に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者)」を「49,100円(基礎賦課総額の100分の37に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者)」に改める。

第15条の5から第15条の7までを次のように改める。

第15条の5から第15条の7まで 削除

第15条の8を次のように改める。

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4の基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

第15条の9の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の10の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の11の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の12の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「100分の2.42(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の62に相当する額を一般被保険者)」を「100分の2.8(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の62に相当する額を被保険者)」に改め、同条第2号中「15,100円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)」を「16,500円(後期高齢者支援金等賦課総額)」に、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改める。

第15条の13から第15条の15までを次のように改める。

第15条の13から第15条の15まで 削除

第15条の16を次のように改める。

# 世田谷区公報

(後期高齢者支援金等賦課限度額)  
第15条の16 第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額は、240,000円を超えることができない。

第16条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第16条の4第1号中「100分の2.3」を「100分の2.36」に改め、同条第2号中「16,200円」を「16,500円」に改める。

第19条第1項及び第2項中「第14条の4、第15条の5、第15条の10若しくは第15条の13の額若しくは第16条の2の額又は次条各号、第19条の4各号」を「第14条の4若しくは第15条の10の額若しくは第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「又は第15条の5」及び「又は第15条の13」を削り、「220,000円」を「240,000円」に改め、同条第1号ア中「31,500円」を「34,370円」に改め、同号イ中「10,570円」を「11,550円」に改め、同号ウ中「11,340円」を「11,550円」に改め、同条第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同号ア中「22,500円」を「24,550円」に改め、同号イ中「7,550円」を「8,250円」に改め、同号ウ中「8,100円」を「8,250円」に改め、同条第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同号ア中「9,000円」を「9,820円」に改め、同号イ中「3,020円」を「3,300円」に改め、同号ウ中「3,240円」を「3,300円」に改める。

第19条の4第1号ア中「6,750円」を「7,365円」に改め、同号イ中「11,250円」を「12,275円」に改め、同号ウ中「18,000円」を「19,640円」に改め、同号エ中「22,500円」を「24,550円」に改め、同条第2号ア中「2,265円」を「2,475円」に改め、同号イ中「3,775円」を「4,125円」に改め、同号ウ中「6,040円」を「6,600円」に改め、同号エ中「7,550円」を「8,250円」に改める。

第19条の5第2項中「前項に規定する保険料額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改める。

付則第6条及び第7条を次のように改める。

第6条及び第7条 削除

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の世田谷区国民健康保険条例(以下「改正前の条例」という。)付則第6条の規定は、平成23年度及び平成24年度分の保険料については、なおその効力を有する。

4 この条例による改正前の条例付則第7条の規定は、平成25年度及び平成26年度

分の保険料については、なおその効力を有する。

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和6年3月27日

世田谷区長 保坂展人

### 世田谷区規則第20号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第21号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第22号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 世田谷区規則第23号

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表防災街づくり担当部の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市街地整備に関すること。

第9条の2第1項中「経済産業部に経済産業担当参事を、保健福祉政策部」を「保健福祉政策部」に改め、同条第2項の表経済産業担当参事の項を削る。

第10条中「経営改革・官民連携担当課」を「官民連携・行政手法改革担当課及びふるさと納税対策担当課」に、「置く」を「スポーツ推進部に拠点スポーツ施設整備担当課を置く」に改める。

第11条第1項の表政策経営部の項中「経営改革・官民連携担当課」を「官民連携・行政手法改革担当課」に改め、同表スポーツ対策担当課

スポーツ推進部の項中「スポーツ施設課」を「拠点スポーツ施設整備担当課」に改め、同表

経済産業部の項中「産業連携交流推進課」を「経済課」に改め、同項中「経済産業担当参事」を削り、同表都市整備政策部の項中「市街地整備課」を削り、同項中「住宅管理課」を「住宅課」に改め、同表防災街づくり担当部の項中「防災街づくり課」を「防災街づくり課

市街地整備課」に改め、同表みどり33推進担当部の項中「公園緑地課」を「公園緑地課

整備利活用推進課」に改める。

第16条第1項の表政策企画課の部政策企画担当係長の項に次の1号を加える。

(8) 指定管理者制度に関すること。

第16条第1項の表経営改革・官民連携担

当課の部中「経営改革・官民連携担当課」を「官民連携・行政手法改革担当課」に改め、同部経営改革・官民連携担当係長の項中「経営改革・官民連携担当係長」を「官民連携・行政手法改革担当係長」に改め、同項第3号中「指定管理者制度」を「行政手法改革」に改め、同項第5号中「ふるさと納税対策担当係長に属しないこと」を「他自治体との連携に関すること」に改め、同部ふるさと納税対策担当係長の項を削り、同部の次に次のように加える。

ふるさと納税対策担当課

ふるさと納税対策担当係長

(1) ふるさと納税対策に関すること。

第16条第1項の表政策研究・調査課の部を次のように改める。

政策研究・調査課

教育連携推進担当係長

(1) 教育総合センターとの連携及び調整に関すること。

(2) 大学との連携に関すること。

(3) 課内他の担当係長に属しないこと。

政策研究担当係長

(1) せたがや自治政策研究所に関すること。

(2) 自治権拡充及び地方分権に係る調査研究に関すること。

(3) 政策に係る調査研究に関すること。

統計調査担当係長

(1) 基幹統計調査等に関すること。

(2) 統計情報の収集、分析及び提供に関すること。

第17条第1項の表総務課の部総務係の項第6号中「こと」の次に「(庁舎管理担当課に属するものを除く。)」を加え、同項中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号を第16号とし、同条第2項の表庁舎管理担当課の部庁舎管理担当係長の項中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 庁中取締りに関すること(新庁舎東棟及び西棟に係るものに限る。)

(8) 庁内案内に関すること。

第18条第1項の表経理課の部車両係の項を次のように改める。

車両係

(1) 公用車両(区の所有に属し、又は区が継続して借り受けた自動車、原動機付自転車及び自転車をいう。)の確保、管理及び使用に関すること。

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業の事業者が提供する自動車の公用使用に関すること。

第18条第1項の表課税課の部管理係の項第1号中「特別区税及び個人の都民税」を「特別区税、個人の都民税及び森林環境税」に改め、同部事務調整係の項から特別徴収係の項までの規定中「特別区民税及び個人の都民税」を「特別区民税、個人の都民税及び森林環境税」に改め、同表納税課の部中「特別区税及び個人の都民税」を「特別区税、個人の都民税及び森林環境税」に、

「特別区民税及び個人の都民税」を「特別区民税、個人の都民税及び森林環境税」に、「特別区民税、個人の都民税及び」を「特別区民税、個人の都民税及び森林環境税並びに」に改める。

第18条第1項の表用地課の部用地担当係長の項に次の1号を加える。

(9) 用地取得基金に関すること。

第19条の表文化・国際課の部文化行政担当係長の項中「文化行政担当係長」を「文化・芸術行政担当係長」に改め、同項第12号を次のように改める。

(12) 国際・多文化共生担当係長に属しないこと。

第19条の表文化・国際課の部国際・多文化共生担当係長の項に次の1号を加える。

(5) ホストタウン等に係る事業の推進等に関すること。

第19条の表文化・国際課の部事業推進担当係長の項を削り、同表区民健康村・ふるさと・交流推進課の部ふるさと交流係の項第5号中「課内他の担当係長」を「区民健康村担当係長」に改め、同部交流・連携推進担当係長の項を削る。

第19条の2の表地域行政課の部地域行政担当係長の項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 地域包括ケアの地区展開におけるまちづくりセンター等の事業の調整に関すること。

(11) まちづくりセンター職員の研修に関すること。

第19条の2の表マイナンバー担当課の部番号制度担当係長の項第5号中「新たなマイナンバーカード窓口の開設の準備」を「世田谷区マイナンバーカードセンター」に改める。

第19条の3の見出し及び同条の表以外の部分中「各課」を「各課等」に改め、同表スポーツ推進課の部スポーツ・パラスポーツ担当係長の項第14号中「スポーツ施設課」を「部内他の課等」に改め、同表スポーツ施設課の部スポーツ施設担当係長の項第1号中「こと」の次に「(拠点スポーツ施設整備担当課に属することを除く。)」を加え、同項第2号中「施設」の次に「(拠点スポーツ及びレクリエーション施設を含む。)」を加え、「整備計画」を「計画」に改め、同項第3号及び第4号中「こと」の次に「(拠点スポーツ施設整備担当課に属することを除く。)」を加え、同部の次に次のように加える。

拠点スポーツ施設整備担当課

拠点スポーツ施設整備担当係長

(1) 拠点スポーツ及びレクリエーション施設の整備及び整備に伴う運用に係る総合的な調整に関すること。

第20条の表産業連携交流推進課の部中「産業連携交流推進課」を「経済課」に改め、同部産業連携交流推進担当係長の項中「産業連携交流推進担当係長」を「経済担当係長」に改め、同項第8号中「に対する総合的な支援」を「への総合的な支援による地域経済の活性化」に改め、同項中第9

号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 地域経済に関する情報収集及び分析に関すること。

第22条の表保健医療福祉推進課の部を次のように改める。

保健医療福祉推進課  
推進担当係長

(1) 保健医療福祉の拠点及び保健医療福祉総合プラザに関すること。

(2) 世田谷区福祉人材育成・研修センターに関すること(保健福祉に係る人材の確保及び育成の領域内の調整に関することを含む。)

(3) 地域保健福祉の推進に係る職員の基本研修に関すること。

(4) 避難行動要支援者対策の調整に関すること。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業の調整に関すること。

(6) 初期救急医療体制の整備に関すること。

(7) 地域医療に係る調整及び医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関すること。

(8) 保健センターに関すること。

(9) 公益財団法人世田谷区保健センターとの連絡調整に関すること。

第22条の表国保・年金課の部保険給付係の項中「保険給付係」を「保険給付担当係長」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 保険給付に係る医療費適正化に関すること。

第22条の表国保・年金課の部医療費適正化担当係長の項を削り、同表保険料収納課の部納付相談担当係長の項を次のように改める。

徴収推進担当係長

(1) 国民健康保険料その他の徴収金の徴収及び徴収猶予に関すること。

(2) 国民健康保険料に係る延滞金の減免に関すること。

(3) 国民健康保険料その他の徴収金の督促及び一斉催告に関すること。

(4) 電話催告センターの調整に関すること。

(5) 国民健康保険料その他の徴収金の滞納処分に関すること。

(6) 国民健康保険料及びこれに係る延滞金の徴収を囑託し、及び受託すること。

(7) 介護保険第1号被保険者に係る保険料及びこれに係る延滞金の普通徴収に係る徴収、徴収猶予及び滞納処分に関すること。

(8) 介護保険第1号被保険者に係る保険料及びこれに係る延滞金の普通徴収に係る徴収を囑託し、及び受託すること。

第22条の表保険料収納課の部徴収・滞納処分担当係長の項を削る。

第23条の表児童課の部児童施設係の項第2号及び第3号中「区立の保育所及び」を削り、同表子ども家庭課の部子ども医療・手当担当係長の項第4号を削り、同表児童相談支援課の部児童相談支援担当係長の項

中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 意見表明等支援事業に関すること。

第23条の表児童相談支援課の部社会的養護推進担当係長の項を次のように改める。

社会的養護推進担当係長

(1) 社会的養育に係る計画の総合的な推進及び調整に関すること。

(2) 里親制度の普及促進及び里親支援に関すること。

(3) 措置費の支弁に関すること。

(4) 児童養護施設等への入所の措置及び児童自立生活援助の実施等に係る徴収金の徴収に関すること。

(5) 障害児入所給付費の支給に関すること。

(6) 児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターに限る。)の認可等(指導検査を除く。)に関すること。

(7) 児童自立生活援助事業及び小規模住居型養育事業の届出等(指導検査を除く。)並びに養子縁組あっせん事業の許可等(指導検査を除く。)に関すること。

(8) 親子再統合支援事業及び社会的養護自立支援拠点事業に関すること。

(9) 児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金に関すること。

第23条の表保育課の部区立保育園運営担当係長の項に次の2号を加える。

(4) 区立の保育所の改修等に関すること。

(5) 区立の保育所の維持管理に関すること。

第23条の表保育認定・調整課の部事業者指導担当係長の項第2号中「及び児童養護施設」を「、児童養護施設及び里親支援センター」に改める。

第24条第1項の表市街地整備課の部を削り、同表建築調整課の部建築調整担当係長の項第15号及び同表建築審査課の部設備審査担当係長の項第6号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表住宅管理課の部中「住宅管理課」を「住宅課」に改め、同部住宅担当係長の項中第8号を第11号とし、第2号から第7号までを3号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 世田谷区住宅整備方針に関すること。

(3) 住宅委員会に関すること。

(4) 住宅課及び居住支援課間の連絡調整に関すること。

第24条第1項の表住宅管理課の部住宅担当係長の項に次の1号を加える。

(12) 世田谷区公営住宅等長寿命化計画に関すること。

第24条第2項の表防災街づくり課の部防災街づくり・不燃化担当係長の項第6号中

「(地区街づくり計画地区に係る事業の計画を除く。)」及び「(耐震に係るものを除く。)」を削り、同項中第8号から第11号までを削り、第12号を第8号とし、第13号を第9号とし、第14号を第10号とし、同項第15号中「建築安全課」を「部内他の課」に改め、同号を同項第11号とし、同部再開発担当係長の項、開発許可担当係長の項及び区画整理担当係長の項を削り、同表に次のように加える。

市街地整備課

宅地防災促進担当係長

- (1) 崖・擁壁に係る防災対策方針に関すること。
- (2) 大規模盛土造成地を対象とする宅地耐震化推進事業に係る調整に関すること。
- (3) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に関すること。
- (4) 土砂災害特別警戒区域内の危険住宅移転及び建築物の土砂災害対策改修に係る助成制度に関すること。
- (5) 擁壁改修専門家派遣、擁壁改修等に係る助成制度に関すること。
- (6) 課内他の担当係長に属しないこと。

再開発・区画整理担当係長

- (1) 市街地再開発事業に係る補助金、制度等に関すること。
- (2) 優良建築物等整備事業に係る補助金、制度等に関すること。
- (3) 土地区画整理事業の調査、計画及び推進に関すること。
- (4) 土地区画整理事業に係る指導及び認可に関すること。
- (5) 市街化区域農地の宅地化のための計画策定等の確認に関すること。
- (6) 市街化区域農地の優良な宅地化計画の認定に係る調整に関すること。
- (7) 土地区画整理事業を施行すべき区域における調査及び調整並びに土地区画整理の促進に関すること。

開発許可担当係長

- (1) 開発行為の指導、許可及び検査に関すること。
- (2) 宅地造成等の指導、許可及び検査に関すること。

第24条第3項の表みどり政策課の部みどり保全・創出担当係長の項中第19号から第22号までを削り、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

- (17) みどりの保全・創出に係るグリーンインフラの促進に関すること。

第24条第3項の表みどり政策課の部みどり保全・創出担当係長の項中第23号を第20号とし、第24号を第21号とし、同項第25号中「公園緑地課」を「担当部内他の課」に改め、同号を同項第22号とする。

第24条第3項の表公園緑地課の部施設管理担当係長の項第1号中「公園等」を「都市公園、身近な広場等(以下「公園等」という。)」に改め、同項第18号中「公園等」の次に「(担当部内他の課に属するものを除く。)」を加え、同部建設担当係長の項第1号中「公園等」の次に「(担当部内他の課に属するものを除く。)」を加え、同表に次のように加える。

く。)」を加え、同部建設担当係長の項第1号中「公園等」の次に「(担当部内他の課に属するものを除く。)」を加え、同表に次のように加える。

公園整備利活用推進課

公園整備利活用推進担当係長

- (1) 公園等に係る事業の計画及び調整に関すること。
- (2) 公園等に係る補助金等に関すること。
- (3) 公園等に係る都市計画案の決定及び事業認可に関すること。
- (4) 公園等の用地の取得に係る調整に関すること。
- (5) 公園等(新設又は大規模改修を行う地区公園(玉川野毛町公園を除く。))及び地区公園に相当するものに限る。次号において同じ。)の利活用の促進に関すること。
- (6) 公園等の整備に関すること。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則(令和元年11月世田谷区規則第50号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 医療型児童発達支援(第19条-第22条)」を「第3章 削除」に改める。

第4条第4項及び第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。)」を「条例第6条第2項並びに第1項(第1号を除く。))及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 条例第6条第3項に規定する従業員は、専らその指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業員を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができる。

第5条各号列記以外の部分中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改め、同条第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第6条ただし書中「については」を「(児童発達支援センターであるものを除く。)」については」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第19条から第22条まで 削除

第31条第1項中「第4条第2項、第4項及び第6項、第19条第2項」を「第4条第2項、第5項及び第6項」に、「第4条第2項及び第4項」を「第4条第2項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に、「第19条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第

6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」に改める。

第32条第2項中「、第20条」を削り、同条第3項中「、第20条」を削り、「、指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「、指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第4項及び第5項中「、第20条」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、この規則による改正後の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。
- 3 改正法附則第4条第1項の規定により改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることことができる。
- 4 この規則の施行の際、現に世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(令和6年3月世田谷区条例第17号)による改正前の世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の規則第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることことができる。
- 5 この規則の施行の際、現に改正前の条例第6条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の規則第5条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることことができる。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則(令和元年11月世田谷区規則第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第8条第1項第4号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区会計事務規則の一部を改正する規則

世田谷区会計事務規則(昭和40年3月世田谷区規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削り、「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を加え、同条第4号中「総合支所の課長」の次に「及び担当課長」を加え、「副所長及び」を削り、「第4条第1項に規定する課長」の次に「及び担当課長」を加える。

第4条第1項第4号中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第158条第1項」を「地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第243条の2第1項」に、「私人」を「区長が指定する私人(以下第2章、第3章及び第11章において「指定公金事務取扱者」という。)」に改め、同項第5号ア中「地方自治法(昭和22年法律第67号)」を「法」に改める。

第7条第1項中「別表の左欄に掲げる」を「会計管理者が別に定める」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「別表左欄に掲げる」を削り、同条第1号中「別表右欄に掲げる」を「会計管理者が別に定める」に改める。

第26条の2第4項中「地方自治法」を「法」に改める。

第33条第1項中「施行令」を「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)」に改める。

第42条第1項中「施行令第158条第1項、第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人」を「指定公金事務取扱者」に、「第11章」を「以下この章」に改め、同条第2項第4号中「世田谷区個人情報保護条例(平成4年3月世田谷区条例第2号)第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項各号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第243条の2の5第1項に規定する区長が定める収納に関する事務を委託することができる歳入等は、次に掲げるものとす

- (1) 使用料
- (2) 手数料
- (3) 賃貸料
- (4) 物品売払代金
- (5) 寄附金
- (6) 貸付金の元利償還金
- (7) 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金
- (8) 雑入
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会計管理者が必要と認める歳入等

第89条中「の上」の次に「、法第243条の2第1項の規定に基づき」を加える。

第90条中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、「及び第11章」を削る。

第138条を次のように改める。  
(指定公金事務取扱者の検査)

第138条 会計管理者は、法第243条の2第

8項その他法令の規定に基づき、定期及び臨時に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務について、検査をしなければならない。  
別表を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第24号

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第25号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第26号

世田谷区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第27号

世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第28号

世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第29号

世田谷区庁舎管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第30号

世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第31号

世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第32号

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第33号

世田谷区公有財産管理規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第34号

地価公示図書閲覧規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第35号

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第36号

世田谷区基準該当居宅サービス事業者等の登録に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第37号

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第38号

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第39号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第40号

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一

部を改正する規則

世田谷区規則第41号

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第42号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第43号

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第44号

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第45号

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第46号

世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第47号

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第48号

世田谷区新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第49号

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第50号

世田谷区開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第51号

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第52号

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第53号

世田谷区建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第54号

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年4月世田谷区規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、清掃事務所、児童相談所の副所長及び」を「及び担当課、清掃事務所、児童相談所の」に改め、「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を加え、同条第4号中「、同条第2項」を「及び同条第2項」に、「、清掃事務所長、児童相談所の副所長及び」を「及び担当課長、清掃事務所長、児童相談所の」に改め、「第4条第1項に規定する課長」の次に「及

# 世田谷区公報

<p>び担当課長」を加える。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区公印規則の一部を改正する規則</p>	<p>世田谷区公印規則(平成元年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。 第2条第2号中「総合支所の課長」を「総合支所の課長及び担当課長」に改め、「副所長及び」を削る。 別表4の部54の項中「児童相談所副所長」</p>	<p>を「児童相談課長」に改め、同部中61の項を削り、62の項を61の項とし、同部63の項中「住宅管理課長」を「住宅課長」に改め、同項を同部62の項とし、同部中64の項を63の項とし、同項の次に次のように加える。</p>			
64	同	同	市街地整備事務用	市街地整備課長	
<p>別表6の部中51の項を削り、52の項を51の項とし、同部53の項中「住宅管理課長」を「住宅課長」に改め、同項を同部52の項とし、同部中54の項を53の項とし、同項の次に次のように加える。</p>					
54	同	同	市街地整備事務用	市街地整備課長	
<p>別表21の部を次のように改める。</p>					
21	児童相談所長印	同	同	同	児童相談課長
<p>別表中22の部を削り、23の部を22の部とし、24の部から32の部までを1部ずつ繰り上げる。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区個人情報の保護に関する規則(令和5年3月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削り、同項第2号中「総合支所の課長」の次に「及び担当課長」を加え、「副所長及び」を削る。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区公文書管理規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区公文書管理規則(令和2年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削る。 第17条第3項中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加える。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区特定重要公文書の保存、利用等に関する規則(令和4年3月世田谷区規則第21号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第1号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削る。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区庁舎管理規則の一部を改正</p>	<p>する規則 世田谷区庁舎管理規則(平成17年2月世田谷区規則第6号)の一部を次のように改正する。 第5条第2項中「第1号様式」の次に「、出入管理票(第2号様式)」を加える。 第7条中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削り、「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を加え、「第2号様式」を「第3号様式」に改める。 第12条第3項中「第3号様式」を「第4号様式」に改め、同条第4項中「第4号様式」を「第5号様式」に改める。 第4号様式を第5号様式とし、第3号様式を第4号様式とし、第2号様式を第3号様式とし、第1号様式の次に次の1様式を加える。 様式省略 附 則 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定(「第2号様式」を「第3号様式」に改める部分を除く。)は、令和6年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区災害対策本部条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区災害対策本部条例施行規則(昭和38年12月世田谷区規則第19号)の一部を次のように改正する。 別表第1 防災対策・広報部の項中「経営改革・官民連携担当課」を「官民連携・行政手法改革担当課」とふるさと納税対策担当課に改め、同表防災世田谷地域本部の項中「世田谷総合支所地域調整課」を削り、同表防災区民支援部の項中「マイナンバー担当課」を「マイナンバー担当課」に、「スポーツ施設課」を「スポーツ施設課」に、「産業連携拠点スポーツ施設整備担当課」に、「産業連携交流推進課」を「経済課」に改め、同表防災保健福祉部の項中「副部長 保健福祉政策部次」を削り、「児童相談所副所長 一時保護課 保育課 保育認定・調整課」を削り、</p>	<p>「保育課 保育認定・調整課 児童相談課 一時保護課」に改め、同表防災医療衛生部の項中「住民接種担当課」を削り、同表防災都市整備部の項中「市街地整備課」を削り、「住宅管理課」を「住宅課」に、「防災街づくり課」を「防災街づくり課 市街地整備課」に改め、同表防災土木部の項中「公園緑地課」を「公園緑地課 公園整備利活用推進課」に改め、同表防災教育部の項中「教育研究・ICT推進課」を「教育研究・ICT推進課 事業推進担当課」に改める。 附 則 この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>世田谷区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(平成19年3月世田谷区規則第51号)の一部を次のように改正する。 別表第1 国民保護対策財政・広報部の項中「経営改革・官民連携担当課」を「官民連携・行政手法改革担当課」とふるさと納税対策担当課に改め、同表国民保護対策世田谷地域本部の項中「世田谷総合支所地域調整課」を削り、同表国民保護対策区民支援部の項中「スポーツ施設課」を「スポーツ施設課 拠点スポーツ施設整備担当課」に、「産業連携交流推進課」を「経済課」に改め、同表国民保護対策保健福祉部の項中「副部長 保健福祉政策部次」を削り、「児童相談所副所長 一時保護課 保育課 保育認定・調整課 一時保護課」に改め、同表国民保護対策医療衛生部の項</p>			

中「住民接種担当課」を削り、同表国民保護対策都市整備部の項中「市街地整備課」を削り、「住宅管理課」を「住宅課」に、「防災街づくり課」を「防災街づくり課市街地整備課」に改め、同表国民保護対策土木部の項中「公園緑地課」を「公園緑地課公園整備利活用推進課」に改め、同表国民保護対策教育部の項中「教育研究・ICT推進課」を「教育・研究ICT事業推進担当課T推進課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区契約事務規則(昭和39年3月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削り、「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を加え、同項第2号中「、同条第2項」を「及び同条第2項」に改め、「総合支所の課長」の次に「及び担当課長」を加え、「副所長及び」を削り、「第4条第1項に規定する課長」の次に「及び担当課長」を加える。

別表経理課長の項第1号中「公園緑地課長」の次に「、公園整備利活用推進課長」を加え、同表教育長の項第1号及び第2号中「課長及び」を「課長及び担当課長並びに」に改め、同表総合支所長の項中「課長」の次に「及び担当課長」を加え、同表公園緑地課長の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: 公園整備利活用推進課長, 公園整備利活用推進課の事務に係る1件予定価格500,000円以下の土木工事請負契約

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区公有財産管理規則の一部を改正する規則

世田谷区公有財産管理規則(平成27年3月世田谷区規則第34号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削り、同条第4号中「、同条第2項」を「及び同条第2項」に改め、「総合支所の課長」の次に「及び担当課長」を加え、「副所長及び」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地価公示図書閲覧規則の一部を改正する規則

地価公示図書閲覧規則(昭和45年4月世田谷区規則第10号)の一部を次のように改

正する。第2条を次のように改める。(閲覧場所)

第2条 地価公示図書の閲覧場所は、財務部用地課、総合支所地域振興課(世田谷総合支所地域振興課を除く。)、出張所、まちづくりセンター及び総務部政情課とする。

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年10月世田谷区規則第80号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「、清掃事務所、児童相談所」を「及び担当課、清掃事務所、児童相談所」に改め、「副所長及び」を削り、「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を加え、「、同条第2項」を「及び同条第2項」に、「清掃事務所長、児童相談所」を「及び担当課長、清掃事務所長、児童相談所」に改め、「第4条第1項に規定する課長」の次に「及び担当課長」を加える。

第14条第1項を次のように改める。

条例第9条の必要な条件は、世田谷区個人情報の保護に関する規則(令和5年3月世田谷区規則第15号)第3条の規定に基づく世田谷区個人情報保護管理基準に定める事項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

世田谷区基準該当住宅サービス事業者等の登録に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区基準該当住宅サービス事業者等の登録に関する規則(平成11年11月世田谷区規則第112号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第8号から第10号まで」を「第9号及び第10号」に改め、同条第4号中「(定めている場合に限る。)」を削り、同条中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 利用者の推定数
第5条ただし書中「第8号から第12号まで」を「第9号、第10号、第12号及び第13号」に改め、同条第4号中「(定めている場合に限る。)」を削り、同条中第13号を第14号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 利用者の推定数
第6条ただし書中「第8号から第10号まで」を「第8号及び第9号」に改め、同条第4号中「(定めている場合に限る。)」を削り、同条第5号中「平面図」の次に「(各室の用途を明示するものとする。)」を加える。

第6条の2ただし書中「第5号及び第10号から第15号まで」を「第11号、第12号及び第14号から第16号まで」に改め、同条第4号中「(定めている場合に限る。)」を削り、同条第5号から第8号までを次のように改める。

(5) 当該申請に係る事業を特別養護老人ホーム(居宅サービス基準省令第121条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)において行う場合又は併設事業所(同条第4項に規定する併設事業所をいう。)において行う場合にあっては、その旨

(6) 当該申請に係る事業を指定通所介護事業所等(居宅サービス基準省令第140条の26に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下同じ。)に併設する事業所において行う場合にあっては、当該指定通所介護事業所等の種類及び名称

(7) 建物の構造概要及び平面図(特別養護老人ホーム、居宅サービス基準省令第121条第6項に規定する本体施設若しくは居宅サービス基準省令第140条の4第4項に規定するユニット型事業所併設本体施設又は指定通所介護事業所等の平面図を含む。)(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要

(8) 当該申請に係る事業を特別養護老人ホームにおいて行う場合は当該特別養護老人ホームの入所者の定員、当該特別養護老人ホーム以外の事業所において行う場合は当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数

第6条の2中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号中「指定通所介護事業所等」を「当該申請に係る事業を指定通所介護事業所等に併設する事業所において行う場合は、指定通所介護事業所等」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

第7条ただし書中「第8号」を「第9号」に改め、同条第4号中「(定めている場合に限る。)」を削り、同条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 利用者の推定数
第8条ただし書中「第9号から第12号まで」を「第9号、第10号及び第12号」に改め、同条第4号中「(定めている場合に限る。)」を削り、同条第8号中「予定数」を「推定数」に改める。

第12条第1号中「保健師」を「介護支援専門員、保健師」に改める。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第 9 条関係) 変更の届出が 必要な事項	事業所の 名称及び 所在地	申請者の 名称及び 主たる事 務所の所 在地	代表者の 氏名、生 年月日、 住所及び 職名	登記事項 証明書又 は条例等 (当該事 業に関す る事項に 変更があ った場合 に限る。)	事業所の 建物の構 造、専用 区画等	訪問入浴 介護に係 る備品	事業所の 管理者の 氏名、生 年月日及 び住所	サービ ス提供責 任者の氏 名、生 年月日、 住所及び 経歴	運営規程	協力医療 機関の名 称及び診 療科名	事業実施 形態(本 施設が 特別養護 老人ホー ムの場合 の空所型・ 併設型の 別)	利用者、 入所者又 は入院患 者の定員	福祉用具 の保管及 び消毒方 法(委託 している 場合に あっては、 委託先の 状況)	介護支援 専門員の 氏名及び その登録 番号	
	サービスの種類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	訪問介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	訪問入浴介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	通所介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	短期入所生活介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	福祉用具貸与	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	居宅介護支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護予防訪問入浴介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護予防短期入所生活介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護予防福祉用具貸与	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
介護予防支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

別表備考 2 中「当該協力医療機関との契約内容」を「協力歯科医療機関の名称」に、「委託等をしている」を「委託している」に、「委託等の契約の内容」を「委託先の状況」に改める。

附 則  
この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則(平成 18 年 3 月世田谷区規則第 69 号)の一部を次のように改正する。

第 38 号様式及び第 38 号の 2 様式を次のように改める。  
様式省略

- 附 則
- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
  - 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 38 号様式及び第 38 号の 2 様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和 59 年 3 月世田谷区規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条の表中「多発性硬化症又は視神経脊髄炎」を「多発性硬化症／視神経脊髄炎」に、「慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は多巣性運動ニューロパチー」を「慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー」に、「プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病を除く。)」を「プリオン病」に、「皮膚筋炎又は多発性筋炎」を「皮膚筋炎／多発性筋炎」に、「成人スチル病」を「成人発症スチル病」に、「肺静脈閉塞症又は肺毛細血管腫症」を「肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症」に、「神経フェリチン症」を「脳内鉄沈着神経変性症」に、「禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症」を「H T R A 1 関連脳小血管病」に、「ペリー症候群」を「ペリー病」に、「中隔視神経形成異常症又はドモルシア症候群」を「中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群」に、「マルファン症候群」を「マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群」に、「化膿性無菌性関節炎、壊疽性膿皮症又はアクネ症候群」を「化膿性無菌性関節炎、壊疽性膿皮症・アクネ症候群」に、「リンパ管腫症又はゴーハム病」を「リンパ管腫症／ゴーハム病」に、「ネールパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)又は L M X 1 B 関連腎症」を「ネールパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／L M X 1 B 関連腎症」に、「進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 339. M E C P 2 重複症候群 340. 線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。) 341.

TRPV4異常症」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項各号列記以外の部分中「係る申請」の次に「(これと併せて行う法第19条の22第4項の規定により小児慢性特定疾病にかかっている旨その他の事項を証明した書面等(以下「登録者証」という。)の交付に係る申請を含む。)」を加え、「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼医療意見書の研究等利用同意書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼小児慢性特定疾病登録者証交付申請書兼医療意見書情報の研究等利用同意書」に改め、「(以下「支給認定申請書」という。及び「(第2号に掲げる書類については、ヒト成長ホルモン治療を行う場合に限る。)」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、前項の申請があった場合(登録者証の交付に係る申請があった場合に限る。)は、当該申請に係る審査を行い、医療費支給認定をすること及び登録者証を交付することの決定をしたときは当該決定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者(以下「医療費支給認定保護者」という。)又は当該決定に係る成年患者(以下「医療費支給認定患者」という。)に小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)(第1号の2様式。以下「医療受給者証」という。)を交付し、医療費支給認定をしないこと及び医療受給者証を交付することの決定をしたときは小児慢性特定疾病医療費支給非認定決定通知書兼小児慢性特定疾病登録者証交付・不交付決定通知書(第1号の2の2様式)により当該決定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は当該決定に係る成年患者にその旨を通知するとともに医療受給者証を交付し、医療費支給認定をしないこと及び登録者証を交付しないことの決定をしたときは小児慢性特定疾病医療費支給非認定決定通知書兼小児慢性特定疾病登録者証交付・不交付決定通知書によりその旨を当該決定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は当該決定に係る成年患者に通知しなければならない。

第1条の2中第11項を第12項とし、同条第10項中「小児慢性特定疾病医療費支給認定取消決定通知書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定取消決定通知書兼小児慢性特定疾病登録者証交付決定取消決定通知書」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「の支給」の次に「(登録者証の交付を含む。)」を加え、「小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請書兼医療意見書の研究等利用同意書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請書兼小児慢性特定疾病登

録者証交付申請書兼医療意見書情報の研究等利用同意書」に、「第1項第1号及び第3号」を「第1項各号」に改め、「並びに小児慢性特定疾病成長ホルモン治療用意見書(継続)(ヒト成長ホルモン治療を行う場合に限る。))」を削り、「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書」を「小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)再交付申請書」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「小児慢性特定疾病記載事項変更届・変更申請書兼医療意見書の研究等利用同意書」を「小児慢性特定疾病記載事項変更届・変更申請書兼小児慢性特定疾病登録者証交付申請書兼医療意見書情報の研究等利用同意書」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 区長は、第1項の申請があった場合(登録者証の交付に係る申請があった場合を除く。)は、当該申請に係る審査を行い、医療費支給認定をすることの決定をしたときは医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に医療受給者証を交付し、医療費支給認定をしないことの決定をしたときは小児慢性特定疾病医療費支給非認定決定通知書兼小児慢性特定疾病登録者証交付・不交付決定通知書によりその旨を当該決定に係る小児慢性特定疾病児童の保護者又は当該決定に係る成年患者に通知しなければならない。

第1条の3第2項中「前条第2項」を「前条第2項及び第3項」に改める。

第1条の4第2項中「第1条の2第2項」を「第1条の2第2項及び第3項」に改める。

第3条の7の次に次の1項を加える。(家庭支援事業の利用勧奨等)

第3条の8 法第21条の18第1項の規定に基づく家庭支援事業の利用の勧奨は、口頭で行うものとする。ただし、口頭により難しい場合は、区長が別に定める方法により行うものとする。

2 区長は、法第21条の18第2項の規定に基づく家庭支援事業の利用の措置を行うことを決定したときは、児童の保護者に対しては家庭支援事業措置決定通知書により、家庭支援事業を行う者に対しては家庭支援事業措置通知書により通知しなければならない。

3 区長は、前項の規定に基づく措置の提供期間満了前に当該措置を解除するときは、児童の保護者に対しては家庭支援事業措置解除決定通知書により、家庭支援事業を行う者に対しては家庭支援事業措置解除通知書により通知しなければならない。

第8条の9第1項中「同居児童に関する届出書」の次に「(第9号の2の10の2様式)」を加え、同条第2項中「同居児童の解消に関する届出書」の次に「(第9号の2の10の3様式)」を加える。

第8条の15第1項中「法第33条の6第2

項に規定する満20歳未満義務教育終了児童等(同条第6項において準用する場合にあつては、同項に規定する満20歳以上義務教育終了児童等)」を「法第6条の3第1項各号に掲げる児童自立生活援助対象者」に、「同条第2項」を「法第33条の6第2項」に改め、「(同条第6項において準用する場合を含む。))」を削る。

第8条の16の次に次の1項を加える。(親子再統合支援事業等の実施、変更、廃止等の届出)

第8条の16の2 区長は、国及び都道府県以外の者が法第34条の7の2第2項の規定による届出をしようとするときは、親子再統合支援事業等実施届(第9号の2の16様式)を提出させなければならない。

2 区長は、国及び都道府県以外の者が法第34条の7の2第3項の規定による届出をしようとするときは、親子再統合支援事業等内容変更届(第9号の2の17様式)を提出させなければならない。

3 区長は、国及び都道府県以外の者が法第34条の7の2第4項の規定による届出をしようとするときは、親子再統合支援事業等廃止(休止)届(第9号の2の18様式)を提出させなければならない。

別表第3C階層及びD階層の部1の項中「(当月分のみ)」を削る。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第1号の2様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第1号の2の2様式及び第1号の2の2の2様式を次のように改める。

様式省略

第1号の2の3様式中「小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書」を「小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)再交付申請書」に、「小児慢性特定疾病医療受給者証の」を「小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)の」に、「受給者証を」を「小児慢性特定疾病医療受給者証(兼登録者証)を」に改める。

第1号の2の5様式及び第1号の2の6様式を次のように改める。

様式省略

第1号の4様式を次のように改める。

様式省略

第9号の2の10様式の次に次の2様式を加える。

様式省略

第9号の2の15様式の次に次の3様式を加える。

様式省略

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号の2の2の2様式、第1号の2の3様式、第1号の2の5様式及び第1号の4様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

3 この規則の施行の際、現にこの規則に

よる改正前の第1号の2様式裏面以外の部分の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証については、この規則による改正後の第1号の2様式裏面以外の部分の規定は適用せず、この規則による改正前の第1号の2様式裏面以外の部分の規定は、なおその効力を有する。

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童育成手当条例施行規則（昭和57年6月世田谷区規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
2 この規則による改正後の第2条の規定は、施行日以後に児童育成手当の受給資格の認定の申請をした者について適用し、施行日前に児童育成手当の受給資格の認定の申請をした者については、なお従前の例による。

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年12月世田谷区規則第73号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

第2号様式の(5)中「保護命令決定書の写し」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
2 この規則による改正後の第6条の規定は、施行日以後に医療証の交付の申請をした者について適用し、施行日前に医療証の交付の申請をした者については、なお従前の例による。
3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式の(5)の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第55号）の一部を次のように改正する。

第16条中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の第16

条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第16条の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第76号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第9条第1項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第12条第1項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第13条第1項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則

- (施行期日)
1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。(経過措置)
2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の第8条第1項第3号及び第4号、第9条第1項第3号及び第4号、第12条第1項第3号及び第4号並びに第13条第1項第3号及び第4号の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第8条第1項第3号及び第4号、第9条第1項第3号及び第4号、第12条第1項第3号及び第4号並びに第13条第1項第3号及び第4号の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ウ中「20人」を「15人」に改め、同号エ中「30人」を「25人」に改める。

附則

- (施行期日)
1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。(経過措置)
2 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第16号）第5条第1項に規定する保育従事職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当

分の間、この規則による改正後の第5条第1項第1号ウ及びエの規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第5条第1項第1号ウ及びエの規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（令和2年3月世田谷区規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号の表1の項中「30人」を「25人」に改め、同表2の項中「20人」を「15人」に改める。

附則

- (施行期日)
1 この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。(経過措置)
2 園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の第4条第2号の表1の項及び2の項の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の第4条第2号の表1の項及び2の項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

世田谷区保健所使用条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所使用条例施行規則（昭和50年4月世田谷区規則第32号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。別表1の部試験検査料の款生化学的検査の項中「840円」を「820円」に改め、同款免疫学的検査の項中「890円」を「870円」に改め、同款微生物学的検査の項中「1,540円」を「1,500円」に改め、同款水質試験の項を削り、同部投薬料の款及び注射料の款を削る。

附則

- この規則は、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める日から施行する。
(1) 付則第2項の改正規定及び別表1の部の改正規定（同表1の部試験検査料の款水質試験の項を削り、同部投薬料の款及び注射料の款を削る改正規定に限る。） 令和6年4月1日
(2) 別表1の部の改正規定（同表1の部試験検査料の款水質試験の項を削り、同部投薬料の款及び注射料の款を削る改正規定を除く。） 令和6年6月1日

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則（昭和50年4月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表51の項中第52号を第54号とし、第28号から第51号までを2号ずつ繰り下げ、同項第27号中「第19条の22第3項」を「第19条の22第5項」に改め、同号を同項第29号とし、同号の前に次の1号を加える。

㉞ 法第19条の22第4項の規定による事業の実施

別表51の項第26号中「第19条の22第2項」を「第19条の22第3項」に改め、同号を同項第27号とし、同号の前に次の1号を加える。

㉟ 法第19条の22第2項の規定による事業の実施

附則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区新型コロナウイルス等対策本部条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区新型コロナウイルス等対策本部条例施行規則(平成22年3月世田谷区規則第32号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第39号を第40号とし、第12号から第38号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

㊲ 危機管理監

第7条第24号中「児童相談所副所長」を「児童相談課長」に改める。

附則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する規則

世田谷区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成12年9月世田谷区規則第127号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 法第37条の2第1項の規定による結核患者の医療に要する費用の公費負担の申請及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則(平成11年東京都規則第112号)第19条に規定する医療費の助成の申請は、結核医療費公費負担・東京都医療費助成申請書(第9号の2様式)によるものとする。

第10条の8中「第38条第8項」を「第38条第10項」に改める。

第10条の10中「第38条第9項」を「第38条第11項」に改める。

第9号の2様式を次のように改める。

様式省略

第10号の4様式から第10号の8様式までの規定中「」を削る。

第10号の9様式中「」を削り、「第38条第7項」を「第38条第9項」に改める。

第10号の11様式中「」を削り、「第38条第8項」を「第38条第10項」に改める。

第10号の12様式中「」を削る。

附則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第9号の2様式、第10号の4様式から第10号の9様式まで、第10号の11様式及び第10号の12様式の規定に基づき作成された様式用の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区開発登録簿閲覧所閲覧規則の一部を改正する規則

世田谷区開発登録簿閲覧所閲覧規則(昭和50年4月世田谷区規則第27号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「持出す」を「持ち出す」に改め、同条を第3条とする。

第5条各号列記以外の部分中「つぎの各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2号中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改め、同条第3号中「または」を「又は」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第2号様式による開発登録簿の写し交付申請書を、区長」を「開発登録簿の写し交付申請書(様式)を区長」に改め、同条を第5条とする。

第1号様式を削る。

第2号様式を次のように改め、同様式を様式省略

附則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区営住宅管理条例施行規則(平成22年3月世田谷区規則第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第7条関係)

名 称	数	値
世田谷区営粕谷四丁目アパート	ア	0.8818
	イ	0.9143
	ウ	0.9282
世田谷区営桜丘二丁目アパート	ア	0.8977
	イ	0.9307
	ウ	0.9449
世田谷区営桜新町一丁目アパート		0.9539
世田谷区営鎌田二丁目アパート	ア	0.8614
	イ	0.8931
	ウ	0.9067
世田谷区営桜上水三丁目アパート		0.9396
世田谷区営宇奈根一丁目アパート	ア	0.8554
	イ	0.8869
	ウ	0.9004

世田谷区営砧七丁目アパート	ア	0.891
	イ	0.9238
	ウ	0.9379
世田谷区営深沢四丁目アパート		0.9547
世田谷区営赤堤一丁目アパート		0.9595
世田谷区営八幡山三丁目第二アパート		0.9379
世田谷区営用賀二丁目アパート	ア	0.9068
	イ	0.9402
	ウ	0.9545
世田谷区営用賀二丁目第二アパート	ア	0.9056
	イ	0.939
	ウ	0.9533
世田谷区営大原一丁目アパート		0.9603
世田谷区営玉川三丁目アパート		0.9601
世田谷区営北島山一丁目第二アパート		0.9267
世田谷区営桜新町二丁目アパート	ア	0.9129
	イ	0.9465
	ウ	0.9609
世田谷区営弦巻三丁目第二アパート		0.9584
世田谷区営シティコート世田谷給田	ア	0.9089
	イ	0.9526
	ウ	0.9372
世田谷区営上野毛福寿荘		0.9483
世田谷区営リラ祖師谷		0.9131
世田谷区営フローレル北島山		0.8966
世田谷区営北島山八丁目アパート	ア	0.8528
	イ	0.8842
	ウ	0.8977
世田谷区営千歳台一丁目第二アパート	ア	0.9172
	イ	0.9312
世田谷区営弦巻二丁目アパート	ア	0.9308
	イ	0.945
世田谷区営アザレア経堂		0.9569
世田谷区営パークサイド野沢		0.9556
世田谷区営アーク上北沢		0.9369
世田谷区営中町四丁目アパート		0.9514
世田谷区営上祖師谷一丁目第二アパート	ア	0.9254
	イ	0.9395
世田谷区営八幡山慶明館		0.9299
世田谷区営ユアーズ若林		0.9446
世田谷区営フローラ千歳台		0.9341
世田谷区営弦巻四丁目第二アパート	ア	0.9455
	イ	0.9599
世田谷区営弦巻四丁目第三アパート	ア	0.9449
	イ	0.9593
世田谷区営ブラン深沢		0.9383
世田谷区営上用賀四丁目アパート	ア	0.9349
	イ	0.9491
世田谷区営新町一丁目アパート	ア	0.904
	イ	0.9373
	ウ	0.9516

# 世田谷区公報

世田谷区宮弦巻四丁目アパート	ア	0.9073
	イ	0.9407
	ウ	0.955
世田谷区宮上北沢五丁目アパート	ア	0.8793
	イ	0.9117
	ウ	0.9256
世田谷区宮世田谷二丁目アパート	ア	0.8961
	イ	0.9292
	ウ	0.9433
世田谷区宮八幡山一丁目アパート	ア	0.8829
	イ	0.9155
	ウ	0.9294
世田谷区宮ホープ大蔵		0.8866
世田谷区宮コスモ北鳥山		0.9072
世田谷区宮上北沢五丁目第二アパート	ア	0.8769
	イ	0.9093
	ウ	0.9231
世田谷区宮上馬四丁目アパート	ア	0.9558
	イ	0.951
世田谷区宮桜丘五丁目第二アパート		0.9435
世田谷区宮上用賀五丁目アパート	ア	0.9512
	イ	0.9464
世田谷区宮上北沢一丁目アパート		0.9347
世田谷区宮玉川四丁目アパート		0.9583
世田谷区宮豪徳寺アパート(1号棟)		0.949
世田谷区宮豪徳寺アパート(2号棟)		0.9478

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立特定公共賃貸住宅及び世田谷区立ファミリー住宅条例施行規則(平成7年2月世田谷区規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4(第59条関係)

名 称	数 値
世田谷区立弦巻五丁目ファミリー住宅	0.9492
世田谷区立赤堤一丁目ファミリー住宅	0.9595
世田谷区立中町四丁目ファミリー住宅	0.9514
世田谷区立桜丘五丁目第二ファミリー住宅	0.9435
世田谷区立経堂四丁目ファミリー住宅	0.9497
世田谷区立深沢四丁目ファミリー住宅	0.9547

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則の一部

を改正する規則

世田谷区建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年5月世田谷区規則第61号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第1号様式による工事取りやめ届」を「工事取りやめ届(様式)」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「同項」を「前項」に改める。

第5条中「第2号様式によるもの」を「国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年国土交通省令第68号)別記様式」に改める。

第2号様式を削り、第1号様式を様式とする。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区物品管理規則の一部を改正する規則

世田谷区物品管理規則(昭和60年3月世田谷区規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総合支所の課」の次に「及び担当課」を加え、「副所長及び」を削り、「第2条第1項に規定する課」の次に「及び担当課」を加える。

第55条中「を経て区長に提出」を「に報告」に改め、同条に次の1項を加える。  
2 会計管理者は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、その報告に意見を付して区長に報告するものとする。

第23号様式裏面以外の部分中「世田谷区長 あて」を「世田谷区会計管理者あて」に改める。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

## 訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第5号

庁 中 一 般  
総 合 支 所

世田谷区総合支所処務規程(平成11年3月世田谷区訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月27日

世田谷区長 保 坂 展 人

第2条第1項の表副支所長の項中「区民地域課 調整課(世田谷総合支所に限る。)」を「区民課」に改める。

第8条の表地域振興課の部計画調整・相談担当係長(世田谷総合支所に限る。)の項の次に次のように加える。

地域調整担当係長(世田谷総合支所に限る。)

- (1) 地域の絆連携活性化事業に関すること。
- (2) 地区まちづくり支援職員及び地

区まちづくり担当職員に関すること。

第8条の表区民課の部戸籍係の項第6号を次のように改める。

(6) 戸籍謄本等又は除籍謄本等及び戸籍証明書又は除籍証明書の交付(本籍地が世田谷区以外の戸籍にあっては、戸籍証明書又は除籍証明書の交付に限る。)に関すること。

第8条の表地域調整課の部を削り、同表街づくり課の部街づくり担当係長の項第24号中「三軒茶屋二丁目地区及び」を削る。

第9条の表生活支援課の部生活支援担当係長の項に次の1号を加える。

(4) 社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業(以下「重層的支援体制整備事業」という。)による支援(生活支援担当係長の担当事務に関するものに限る。)に関すること。

第9条の表生活支援課の部保護・自立促進担当係長の項に次の2号を加える。

(5) 重層的支援体制整備事業による支援(保護・自立促進担当係長の担当事務に関するものに限る。)に関すること。

(6) 重層的支援体制整備事業による支援における多機関協働事業に係る保健福祉センター内の調整に関すること。

第9条の表保健福祉課の部地域支援担当係長の項に次の1号を加える。

(13) 重層的支援体制整備事業による支援(地域支援担当係長の担当事務に関するものに限る。)に関すること。

第9条の表保健福祉課の部障害支援担当係長の項に次の1号を加える。

(12) 重層的支援体制整備事業による支援(障害支援担当係長の担当事務に関するものに限る。)に関すること。

第9条の表健康づくり課の部保健相談係の項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 重層的支援体制整備事業による支援(保健相談係の分掌事務に関するものに限る。)に関すること。

第9条の表子ども家庭支援課の部子ども家庭支援センター担当係長の項第6号中「売春防止法」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に、「調査、指導」を「相談支援」に改め、同項に次の1号を加える。

(11) 重層的支援体制整備事業による支援(子ども家庭支援センター担当係長の担当事務に関するものに限る。)に関すること。

第10条第2項中「又は区民・戸籍担当係長」を削る。

別表2の部地域振興課の款中18の項を20の項とし、7の項から17の項までを2項ずつ繰り下げ、6の項の次に次のように加える。

7 地域の絆連携活性化事業に関すること。			1 地域の絆連携活性化事業の実施に関すること。	
8 地区まちづくりに関すること。			1 地区まちづくり支援職員及び地区まちづくり担当職員の発令等に関すること。	

別表2の部区民課の款15の項課長決定の欄第5号を次のように改める。

5 戸籍謄本等又は除籍謄本等及び戸籍証明書又は除籍証明書の交付(本籍地が世田谷区以外の戸籍にあっては、戸籍証明書又は除籍証明書の交付に限る。)に関すること。

別表2の部地域調整課の款を削り、同部街づくり課の款22の項中「三軒茶屋二丁目地区及び」を削り、同表4の部生活支援課の款に次のように加える。

9 重層的支援体制整備事業による支援に関すること。			1 多機関協働事業者を決定すること。	1 重層的支援体制整備事業による支援(生活支援担当係長及び保護・自立促進担当係長の担当事務に関するものに限る。)を実施すること。
---------------------------	--	--	--------------------	--

別表4の部保健福祉課の款に次のように加える。

10 重層的支援体制整備事業による支援(地域支援担当係長及び障害支援担当係長の担当事務に関するものに限る。以下この項において同じ。)に関すること。				1 重層的支援体制整備事業による支援を実施すること。
---	--	--	--	----------------------------

別表4の部健康づくり課の款に次のように加える。

2 重層的支援体制整備事業による支援(保健相談係の分掌事務に関するものに限る。以下この項において同じ。)に関すること。				1 重層的支援体制整備事業による支援を実施すること。
---	--	--	--	----------------------------

別表4の部子ども家庭支援課の款6の項中「入所措置及び入院助産措置」を「入所及び入院助産」に、「行う」を「決定する」に改め、同款に次のように加える。

10 重層的支援体制整備事業による支援(子ども家庭支援センター担当係長の担当事務に関するものに限る。以下この項において同じ。)に関すること。				1 重層的支援体制整備事業による支援を実施すること。
--	--	--	--	----------------------------

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第6号

庁 中 一 般  
児 童 相 談 所

世田谷区児童相談所処務規程(令和2年4月世田谷区訓令甲第35号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月27日

世田谷区長 保坂展人

第3条の表中「副所長」を「児童相談課」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

所に所長及び副所長を、課に課長を、係に係長を置く。

第4条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 副所長は、児童相談課長が兼ねるものとする。

第6条第2項中「及び課長」を削り、「所属職員を指揮監督する」を「所長に事故が

あるときは、その職務を代理する」に改め、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 課長は、上司の命を受け、その課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。第7条の表以外の部分中「各課等」を「各課」に改め、同表中「副所長」を「児童相談課」に改める。

第8条中「副所長又は」を削る。

第9条の表を次のように改める。

区長	担任に係る副区長。ただし、当該副区長も不在の場合は、他の副区長
副区長	所長。ただし、所長も不在の場合は、副所長又は課長
所長	副所長。ただし、副所長も不在の場合は、課長
課長	課長があらかじめ指定する課長補佐(世田谷区統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程(昭和62年3月世田谷区訓令甲第1号)第4条に規定する課長補佐をいう。以下この項において同じ。)(課長補佐を指定していない課にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長)

別表1の部を次のように改める。

1 児童相談課

件名	区長決定	副区長決定	所長決定	課長決定
1 所の運営に関する こと。	1 所の運営に関する こと(特に重要なもの に限る。)		1 所の運営に関する こと(重要なものに限 る。)	1 所の運営に関する こと(特に重要なもの 及び重要なものを除 く。)
2 児童等の援助及び 措置に関すること。			1 児童等の援助及び 措置に関すること。	
3 障害児入所給付費 等の支給の決定及び 入所受給者証等の交 付に関すること。			1 障害児入所給付費 等の支給の決定及び 入所受給者証等の交 付に関すること。	
4 療育手帳の判定に 関すること。			1 療育手帳の判定に 関すること。	
5 児童相談に関する 調査、研究、研修等の 援助及び措置に関す ること。				1 児童相談に関する 調査、研究、研修等の 援助及び措置に関す ること。
6 児童の一時保護に 関すること。			1 児童の一時保護に 係る入所決定に関す ること。	1 児童の一時保護に 係る入所調整に関す ること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
45-23
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水一丁目191番25から191番26まで
- 3 変更の区域  
延長 19.65メートル  
幅員 0.15メートルから  
0.19メートルまで  
面積 3.43平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月1日

◎世田谷区告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原二丁目682番12の内から682番13の内まで

3 変更の区域

- 延長 11.61メートル
- 幅員 0.56メートルから  
0.57メートルまで
- 面積 6.57平方メートル

4 供用開始の期日

令和6年3月1日

◎世田谷区告示第110号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D338-02
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木一丁目1697番37
- 3 変更の区域  
延長 5.87メートル  
幅員 0.67メートルから  
0.77メートルまで  
面積 4.36平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月1日

◎世田谷区告示第111号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1

2 変更の区間

世田谷区北沢五丁目848番9の内

3 変更の区域

- 延長 10.93メートル
- 幅員 0.17メートル
- 面積 1.94平方メートル

4 供用開始の期日

令和6年3月1日

◎世田谷区告示第112号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第113号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第114号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第115号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第116号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第48条の規定による特定地域型保育事業の確認の辞退について、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第117号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第118号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 STARRY明大前
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区松原二丁目42番14号美鈴ビル201
- 3 申請者の名称 株式会社Delivers.
- 4 指定年月日 令和6年3月1日
- 5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第119号

令和6年3月1日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和5年度世田谷区一般会計補正予算(第6次)
- 2 令和5年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算(第2次)
- 3 令和5年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算(第2次)
- 4 令和5年度世田谷区介護保険事業会計補正予算(第2次)

別添省略

◎世田谷区告示第120号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 43-10
- 2 変更の区間 世田谷区岡本一丁目1207番4
- 3 変更の区域  
延長 7.56メートル  
幅員 1.00メートルから1.01メートルまで  
面積 8.15平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月4日

◎世田谷区告示第121号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区若林四丁目207番67
- 3 変更の区域  
延長 3.43メートル  
幅員 0.61メートル  
面積 2.18平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月5日

◎世田谷区告示第122号

世田谷区みどりの基本条例(成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年3月6日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第123号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年3月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2928号
- 2 指定年月日 令和6年3月6日
- 3 指定の位置 世田谷区北烏山六丁目1650番21の内、1650番22の内
- 4 道路の幅員 4.50メートルから4.53

- メートルまで
- 5 道路の延長 32.43メートル
- 6 申請者氏名 西澤 きく江  
西澤 和義

◎世田谷区告示第124号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 供用開始の区間 世田谷区北烏山五丁目1610番49の内
- 3 供用開始の区域  
延長 7.91メートル  
幅員 1.12メートルから1.15メートルまで  
面積 9.04平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月8日

◎世田谷区告示第125号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 13-G054
- 2 変更の区間 世田谷区下馬一丁目41番21の内
- 3 変更の区域  
延長 7.42メートル  
幅員 0.54メートルから0.89メートルまで  
面積 5.36平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月8日

◎世田谷区告示第126号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 21-G040
- 2 変更の区間 世田谷区大原二丁目1247番19
- 3 変更の区域

# 世田谷区公報

延長 4.67メートル  
幅員 0.95メートルから  
1.01メートルまで  
面積 4.65平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和6年3月8日

### ◎世田谷区告示第127号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
39-6
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷一丁目125番5の内から125番19の内まで
- 3 変更の区域  
延長 10.11メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.23メートルまで  
面積 1.92平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月8日

### ◎世田谷区告示第128号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年3月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-D248-13
- 2 変更の区間  
世田谷区池尻二丁目128番7の内
- 3 変更の区域  
延長 0.15メートル  
幅員 0.65メートルから  
0.66メートルまで  
面積 0.10平方メートル

### ◎世田谷区告示第129号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
13-D248-14
- 2 変更の区間  
世田谷区池尻二丁目128番7の内
- 3 変更の区域  
延長 7.93メートル

幅員 0.65メートルから  
0.69メートルまで  
面積 5.41平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和6年3月8日

### ◎世田谷区告示第130号

道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、紛失によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則(平成4年7月世田谷区規則第86号)第9条の規定に基づき告示する。

令和6年3月8日

世田谷区長 保坂展人

紛失によるもの  
世田谷総合支所許可分  
**品川85-40**

### ◎世田谷区告示第131号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年3月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2925号
- 2 指定変更年月日 令和6年3月7日
- 3 指定変更の位置 世田谷区桜上水一丁目90番2の一部
- 4 道路の幅員 4.54メートル
- 5 道路の延長 29.85メートル
- 6 申請者氏名 宇田川 裕子

### ◎世田谷区告示第132号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和6年3月8日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

### ◎世田谷区告示第133号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年3月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第199号
- 2 指定取消年月日 令和6年3月8日
- 3 指定取消する道路の種類 道路法(昭和27年法律第180号)による道路
- 4 道路の区域 世田谷区野沢一丁目62番13の一部

ら野沢二丁目92番55まで  
5 道路の幅員 7.39メートルから  
10.00メートルまで  
6 道路の延長 11.74メートル

### ◎世田谷区告示第134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月11日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢一丁目498番14の内から501番1の内まで
- 3 変更の区域  
延長 11.39メートル  
幅員 0.09メートルから  
0.13メートルまで  
面積 1.27平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月11日

### ◎世田谷区告示第135号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区大蔵五丁目11番14
- 3 変更の区域  
延長 10.93メートル  
幅員 0.54メートルから  
0.57メートルまで  
面積 6.04平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月12日

### ◎世田谷区告示第136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区宇奈根三丁目35番13から

35番14まで  
 3 変更の区域  
     延長 32.30メートル  
     幅員 0.97メートルから  
         0.98メートルまで  
     面積 34.47平方メートル  
 4 供用開始の期日  
     令和6年3月12日

◎世田谷区告示第137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
38-8
- 2 変更の区間  
世田谷区若林二丁目551番30の内
- 3 変更の区域  
延長 17.33メートル  
幅員 0.27メートルから  
0.30メートルまで  
面積 6.43平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月12日

◎世田谷区告示第138号

庁舎リサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和6年3月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方  
(1) 名称 株式会社江栄  
(2) 所在地 東京都世田谷区野毛二丁目3番8号
- 2 委託期間  
令和5年5月10日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第139号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区南烏山一丁目196番6の内  
(2) 世田谷区南烏山一丁目196番6の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 59.53メートル  
幅員 0.64メートルから  
0.77メートル

面積 42.24平方メートル  
 (2) 延長 51.60メートル  
 幅員 0.13メートルから  
     0.18メートルまで  
     面積 10.03平方メートル  
 4 供用開始の期日  
     令和6年3月13日

◎世田谷区告示第140号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G270
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区松原三丁目798番15地先無番から799番5地先無番まで  
(新)世田谷区松原三丁目798番2地先無番から799番5地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和6年3月13日

◎世田谷区告示第141号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和6年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G270-02
- 2 指定する起終点  
世田谷区松原三丁目798番15地先無番から800番1地先無番まで
- 3 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第142号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G027
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区梅丘二丁目1355番2地先無番から1356番48地先無番まで  
(新)世田谷区梅丘二丁目1356番52地先無番から1356番48地先無

番まで  
 3 廃止の期日  
     令和6年3月13日

◎世田谷区告示第143号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和6年3月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月13日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G027-02
- 2 指定する起終点  
世田谷区梅丘二丁目1355番6地先無番
- 3 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第144号

世田谷区公契約の労働報酬下限額について

世田谷区公契約条例(平成26年9月世田谷区条例第27号)第4条第3項第1号の規定に基づき、予定価格が世田谷区公契約条例施行規則(平成26年9月世田谷区規則第67号)第5条第1項に定める額以上の公契約において事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額(以下「労働報酬下限額」という。)を次のように定める。

令和6年3月14日

世田谷区長 保坂展人

号	職種	労働報酬下限額 (1時間当たり)
1	特殊作業員	3,007円
2	普通作業員	2,699円
3	軽作業員	1,870円
4	造園工	2,752円
5	法面工	3,358円
6	とび工	3,315円
7	石工	3,337円
8	ブロック工	3,103円
9	電工	3,199円
10	鉄筋工	3,284円
11	鉄骨工	2,975円
12	塗装工	3,475円
13	溶接工	3,592円
14	運転手(特殊)	3,071円
15	運転手(一般)	2,508円
16	潜かん工	3,730円
17	潜かん世話役	4,420円
18	さく岩工	3,783円
19	トンネル特殊工	3,602円
20	トンネル作業員	3,124円
21	トンネル世話役	4,080円
22	橋りょう特殊工	3,496円

# 世田谷区公報

23	橋りょう塗装工	3,570円
24	橋りょう世話役	4,091円
25	土木一般世話役	3,294円
26	高級船員	3,889円
27	普通船員	3,135円
28	潜水士	5,015円
29	潜水連絡員	3,666円
30	潜水送気員	3,560円
31	山林砂防工	3,262円
32	軌道工	5,780円
33	型わく工	3,188円
34	大工	3,060円
35	左官	3,273円
36	配管工	2,869円
37	はつり工	3,039円
38	防水工	3,634円
39	板金工	3,443円
40	タイル工	—
41	サッシ工	3,230円
42	屋根ふき工	—
43	内装工	3,326円
44	ガラス工	3,177円
45	建具工	2,859円
46	ダクト工	2,869円
47	保温工	2,784円
48	建築ブロック工	—
49	設備機械工	2,805円
50	交通誘導員A	2,019円
51	交通誘導員B	1,764円
52	上記以外の職種	1,330円

**備考**

- 第1号から第51号までに掲げる職種の意義は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価における51職種の技能労働者の定義の例による。
- 第1号から第51号までの規定にかかわらず、次の各号に該当する労働者は、当該各号に定める労働報酬下限額を適用する。
  - 事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者 1,540円
  - 工事の請負に係る契約以外の契約(指定管理者の業務に係る協定を含む。)の業務に従事する労働者 第52号に掲げる額
- 「タイル工」、「屋根ふき工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、「—」で表示する。

**附 則**

この告示は、令和6年4月1日以後に締結する公契約(この告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)について適用す

る。

**◎世田谷区告示第145号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
36-5
- 変更の区間  
世田谷区上北沢三丁目893番111から893番117まで
- 変更の区域  
延長 20.76メートル  
幅員 0.52メートル  
面積 10.97平方メートル
- 供用開始の期日  
令和6年3月15日

**◎世田谷区告示第146号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区奥沢七丁目214番4
- 変更の区域  
延長 14.61メートル  
幅員 0.36メートル  
面積 5.34平方メートル
- 供用開始の期日  
令和6年3月15日

**◎世田谷区告示第147号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
28-1
- 変更の区間  
世田谷区駒沢四丁目140番6の内
- 変更の区域  
延長 7.54メートル  
幅員 0.36メートルから  
0.38メートルまで  
面積 2.85平方メートル
- 供用開始の期日  
令和6年3月15日

**◎世田谷区告示第148号**

次の世田谷区立区民センターは、令和6

年4月1日から供用を開始する。

令和6年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 名称  
世田谷区立弦巻区民センター
- 位置  
東京都世田谷区弦巻一丁目26番11号

**◎世田谷区告示第149号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称  
シロクマ居宅介護支援事業所
- 事業所の所在地  
東京都世田谷区砧八丁目13番8号ジベ成城203号
- 事業者の名称  
株式会社エイケア
- 廃止届受理年月日  
令和6年2月26日
- サービスの種類  
居宅介護支援

**◎世田谷区告示第150号**

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年3月15日

世田谷区長 保坂展人

- 事業所の名称  
シロクマ居宅介護支援事業所
- 事業所の所在地  
東京都世田谷区砧八丁目13番8号ジベ成城203号室
- 事業者の名称  
株式会社 s i r o Q u m a
- 指定年月日  
令和6年4月1日
- サービスの種類  
居宅介護支援

**◎世田谷区告示第151号**

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和6年3月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 番号  
12-Z033
- 区間  
世田谷区三宿一丁目62番2地先無番から63番3地先無番まで
- 廃止の期日  
令和6年3月18日

**◎世田谷区告示第152号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のと

おり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社 e-Mobility Power
  - (2) 所在地 東京都港区港南二丁目13番34号NSS-IIビル7階
- 2 指定納付受託者として指定した日  
令和5年7月18日

◎世田谷区告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区千歳台一丁目38番16の内
- 3 変更の区域  
延長 10.71メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.91平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月19日

◎世田谷区告示第154号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年3月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
32-G037
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区駒沢公園799番1地先無番から799番5地先無番まで  
(新) 世田谷区駒沢公園806番2地先無番から799番5地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和6年3月19日

◎世田谷区告示第155号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年3月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 ケアプラン下馬
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区下馬3-15-9
- 3 事業者の名称 合同会社mink

- 4 指定年月日 令和6年4月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第156号

介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和6年3月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 むげんケアプラン 世田谷
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区瀬田四丁目9番1号瀬畑ビル202
- 3 事業者の名称 mugen株式会社
- 4 指定年月日 令和6年4月1日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢四丁目906番15の内から901番7の内まで
- 3 変更の区域  
延長 10.16メートル  
幅員 0.18メートルから0.19メートルまで  
面積 1.89平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月21日

◎世田谷区告示第158号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年3月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 癒湯リハたんぼ
- 2 事業所の所在地 東京都武蔵野市中町一丁目24番6号トミームサシノ101
- 3 事業者の名称 株式会社オンアンドオン
- 4 廃止届受理年月日 令和6年2月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第159号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82

条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年3月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 SOMPOケア 経堂居宅介護支援
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区宮坂三丁目10番7号YMTビル305
- 3 事業者の名称 SOMPOケア株式会社
- 4 廃止届受理年月日 令和6年2月28日
- 5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第160号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年3月22日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第161号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年3月22日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第162号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-D004-02
- 2 変更の区間  
世田谷区桜一丁目727番の内
- 3 変更の区域  
延長 6.22メートル  
幅員 0.51メートルから0.54メートルまで  
面積 3.28平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月22日

◎世田谷区告示第163号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

# 世田谷区公報

<p>令和6年3月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区奥沢四丁目20番2の内</p> <p>3 変更の区域 延長 12.73メートル 幅員 0.18メートル 面積 2.31平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年3月22日</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第164号</b> 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年3月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 42-39</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北烏山一丁目1047番80</p> <p>3 変更の区域 延長 7.84メートル 幅員 0.95メートル 面積 7.50平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年3月22日</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第165号</b> 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和6年3月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 26-14</p> <p>2 変更の区間 世田谷区松原三丁目830番80</p> <p>3 変更の区域 延長 3.61メートル 幅員 0.00メートルから 0.12メートルまで 面積 0.22平方メートル</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第166号</b> 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。 令和6年3月22日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 医療法人社団爽樹会 樹のはな居宅介護支援事業所</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区太子堂二丁目26番2号サルース</p>	<p>太子橋2階201号</p> <p>3 事業者の名称 医療法人社団爽樹会</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和6年2月26日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第167号</b> 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。 令和6年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 愛・居宅介護支援事業所上野毛</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区上野毛一丁目21番6号フラックK1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社愛総合福祉</p> <p>4 指定年月日 令和6年4月1日</p> <p>5 サービスの種類 介護予防支援</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第168号</b> 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。 令和6年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ファインケアステーション千歳船橋</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区船橋一丁目9番16号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ファインケア</p> <p>4 指定年月日 令和6年4月1日</p> <p>5 サービスの種類 介護予防支援</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第169号</b> 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。 令和6年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 奉優会等々力の家居宅介護支援事業所</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区等々力八丁目26番16号</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人奉優会</p> <p>4 指定年月日 令和6年4月1日</p> <p>5 サービスの種類 介護予防支援</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第170号</b> 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。 令和6年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p>	<p>1 事業所の名称 奉優会奥沢居宅介護支援事業所</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢二丁目23番1号</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人奉優会</p> <p>4 指定年月日 令和6年4月1日</p> <p>5 サービスの種類 介護予防支援</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第171号</b> 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の22第1項の規定により指定介護予防支援事業者を指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。 令和6年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 奉優会喜多見居宅介護支援事業所</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区喜多見三丁目10番15号</p> <p>3 事業者の名称 社会福祉法人奉優会</p> <p>4 指定年月日 令和6年4月1日</p> <p>5 サービスの種類 介護予防支援</p> <hr/> <p><b>◎世田谷区告示第172号</b> 道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定に基づき、特別区道路線の占用を制限する区域を指定したので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。 この関係図面は、令和6年3月25日から15日間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。 令和6年3月25日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 道路の種類 特別区道</p> <p>2 占用を制限する区域 別紙のとおり</p> <p>3 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期限より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く)。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することが出来ないと認められる場合は、この限りではない。</p> <p>4 占用を制限する理由 道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。</p> <p>5 占用の制限を開始する期日 令和6年4月22日</p>
---	--	--

(別紙)

指定路線調査

整理番号	路線名	制限する区域		路線延長(m)	適用法令	備考
		起点	終点			
1	13B004	池尻二丁目4番	池尻一丁目4番	251.83	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
2	13C078	池尻一丁目4番	池尻一丁目5番	215.19	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
3	12B001	三軒茶屋二丁目34番	上馬二丁目26番	127.09	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
4	21C171	世田谷四丁目21番	世田谷四丁目22番	158.73	道路法第37条第1項第3号	単独地中化
5	31B008	弦巻五丁目28番	上用賀一丁目20番	333.37	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
6	21C080	松原六丁目3番	代田三丁目58番	507.58	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
7	21A004	松原六丁目4番	松原六丁目1番	184.33	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
8	21A003	松原六丁目4番	松原六丁目39番	171.72	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
9	44C106	上祖師谷五丁目28番	上祖師谷五丁目19番	178.90	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
10	42C232	給田三丁目13番	上祖師谷七丁目14番	537.56	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
11	42A003	給田三丁目27番	給田三丁目6番	303.71	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
12	42C191	給田三丁目33番	給田三丁目31番	95.08	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
13	31A002	新町三丁目1番	新町二丁目1番	368.12	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
14	32B003	中町三丁目1番	等々力七丁目1番	980.96	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
15	31C345	上用賀四丁目37番	上用賀六丁目25番	171.20	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
16	45C139	大蔵一丁目4番	砧公園1番	189.07	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
17	44C206	成城一丁目22番	成城一丁目5番	546.16	道路法第37条第1項第3号	緊急輸送道路
18	11A001	北沢一丁目46番	代沢四丁目5番	1341.24	道路法第37条第1項第3号	障害物除去路線
19	42C145	南鳥山六丁目26番	南鳥山六丁目22番	202.26	道路法第37条第1項第3号	障害物除去路線
20	32A004	等々力三丁目8番	等々力三丁目3番	175.04	道路法第37条第1項第3号	障害物除去路線
21	32C207	等々力三丁目5番	等々力二丁目35番	307.68	道路法第37条第1項第3号	障害物除去路線
22	44B004	成城二丁目11番	成城三丁目16番	467.85	道路法第37条第1項第3号	障害物除去路線
23	44C022	成城二丁目39番	成城二丁目36番	105.16	道路法第37条第1項第3号	障害物除去路線
24	44C003	成城六丁目3番	成城二丁目39番	99.35	道路法第37条第1項第3号	障害物除去路線
25	44C029	成城六丁目1番	成城六丁目12番	128.57	道路法第37条第1項第3号	障害物除去路線
26	21C170	世田谷四丁目22番	世田谷四丁目18番	96.39	道路法第37条第1項第3号	単独地中化
27	21A002	世田谷四丁目23番	世田谷三丁目20番	267.54	道路法第37条第1項第3号	単独地中化

◎世田谷区告示第173号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 供用開始の区間 世田谷区成城四丁目471番5の内
- 3 供用開始の区域  
延長 0.61メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 0.11平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月25日

◎世田谷区告示第174号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 レコードブック用賀
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区用賀四丁目5番7号

- 3 事業者の名称 ルビーノロトンダ 1階 株式会社レコードブック
- 4 指定年月日 令和6年4月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第175号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 レコードブック 代々木上原
- 2 事業所の所在地 東京都渋谷区上原一丁目24番3号
- 3 事業者の名称 株式会社レコードブック
- 4 指定年月日 令和6年4月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第176号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年3月25日

- 1 事業所の名称 世田谷区長 保坂展人 レコードブック祐天寺
- 2 事業所の所在地 東京都目黒区中目黒五丁目24番24号
- 3 事業者の名称 株式会社レコードブック
- 4 指定年月日 令和6年4月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第177号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 鶴亀デイサービス 高井戸
- 2 事業所の所在地 東京都杉並区高井戸東一丁目1番60号
- 3 事業者の名称 株式会社達富
- 4 指定年月日 令和6年4月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第178号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型

# 世田谷区公報

サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年3月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 鶴亀デイサービス 下高井戸
- 2 事業所の所在地 東京都杉並区下高井戸五丁目13番3号
- 3 事業者の名称 株式会社達富
- 4 指定年月日 令和6年4月1日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

## ◎世田谷区告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区羽根木二丁目1727番22の内
- 3 変更の区域  
延長 16.68メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 10.60平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月26日

## ◎世田谷区告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-1
- 2 供用開始の区間 世田谷区池尻四丁目461番138の内
- 3 供用開始の区域  
延長 71.96メートル  
幅員 1.31メートルから13.87メートルまで  
面積 814.95平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月26日

## ◎世田谷区告示第181号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 22-G175  
(2) 22-G175
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区宮坂三丁目302番1の内  
(2) 世田谷区宮坂三丁目303番1の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 18.20メートル  
幅員 0.72メートルから0.95メートルまで  
面積 17.61平方メートル  
(2) 延長 17.40メートル  
幅員 0.90メートルから1.13メートルまで  
面積 18.86平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月26日

## ◎世田谷区告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区上北沢三丁目877番32の内
- 3 変更の区域  
延長 17.29メートル  
幅員 0.63メートルから0.64メートルまで  
面積 12.05平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月26日

## ◎世田谷区告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区三軒茶屋二丁目256番19の内
- 3 変更の区域  
延長 9.44メートル  
幅員 0.52メートルから0.57メートルまで  
面積 5.22平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月27日

## ◎世田谷区告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次の

ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区桜新町一丁目9番92の内  
(2) 世田谷区桜新町一丁目9番92の内から9番87まで
- 3 変更の区域  
(1) 延長 14.65メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 2.66平方メートル  
(2) 延長 18.24メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 3.31平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月27日

## ◎世田谷区告示第185号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 23-D152-07
- 2 変更の区間 世田谷区経堂一丁目51番27の内
- 3 変更の区域  
延長 8.20メートル  
幅員 0.16メートルから0.18メートルまで  
面積 1.41平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和6年3月27日

## ◎世田谷区告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区祖師谷三丁目68番66から68番67まで
- 3 変更の区域  
延長 2.66メートル  
幅員 0.14メートルから0.16メートルまで  
面積 0.40平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和6年3月27日

◎世田谷区告示第187号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 41-31
2 変更の区間 世田谷区北烏山一丁目1014番33
3 変更の区域 延長 5.15メートル 幅員 1.00メートル 面積 5.66平方メートル
4 供用開始の期日 令和6年3月27日

◎世田谷区告示第188号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和6年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 リハビリデイサービス nagomi 笹塚店
2 事業所の所在地 東京都中野区南台四丁目52番1号
3 事業者の名称 株式会社 nCS
4 指定年月日 令和6年4月1日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第189号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年3月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 かたくり豪徳寺
2 事業所の所在地 東京都世田谷区赤堤二丁目16番1号
3 事業者の名称 ALSOK介護株式会社
4 廃止届受理年月日 令和6年2月26日
5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第190号

令和6年3月27日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和6年3月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和6年度世田谷区一般会計予算
2 令和6年度世田谷区国民健康保険事業会計予算

- 3 令和6年度世田谷区後期高齢者医療会計予算
4 令和6年度世田谷区介護保険事業会計予算
5 令和6年度世田谷区学校給食費会計予算
別添省略

◎世田谷区告示第191号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、廃止する。

この関係図面は、令和6年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 26-2
2 変更により廃止する区間 (1) 世田谷区給田二丁目690番27から690番26の内まで (2) 世田谷区給田二丁目691番8の内
3 変更により廃止する区域 (1) 延長 10.00メートル 幅員 0.00メートルから2.62メートルまで 面積 19.62平方メートル (2) 面積 0.08平方メートル
4 区域廃止の期日 令和6年3月29日

◎世田谷区告示第192号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 26-2
2 供用開始の区間 世田谷区給田二丁目691番12の内から693番14地先無番の内まで
3 供用開始の区域 延長 40.58メートル 幅員 4.00メートルまで 面積 170.30平方メートル
4 供用開始の期日 令和6年3月29日

◎世田谷区告示第193号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 (1) 28-1 (2) 28-1

- 2 変更の区間 (1) 世田谷区給田二丁目690番27から690番28の内まで (2) 世田谷区給田二丁目690番12の内から690番28の内まで
3 変更の区域 (1) 延長 11.36メートル 幅員 0.00メートルから2.95メートルまで 面積 22.06平方メートル (2) 延長 2.83メートル 幅員 0.80メートル 面積 2.27平方メートル
4 供用開始の期日 令和6年3月29日

◎世田谷区告示第194号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
2 供用廃止の区間 世田谷区給田二丁目707番2地先無番の内
3 供用廃止の区域 延長 20.73メートル 幅員 0.00メートルから2.74メートルまで 面積 43.95平方メートル
4 供用廃止の期日 令和6年3月29日

◎世田谷区告示第195号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第6条の2の規定に基づき、区管理道路線の供用を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 42-G033
2 供用廃止の区間 世田谷区給田三丁目691番2地先無番から693番2地先無番の内まで
3 供用廃止の区域 延長 28.76メートル 幅員 1.00メートルから2.74メートルまで 面積 69.00平方メートル
4 供用廃止の期日 令和6年3月29日

◎世田谷区告示第196号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定

# 世田谷区公報

に基づきその供用を開始する。  
この関係図面は、令和6年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
11-D224-07
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢二丁目1085番17の内
- 3 変更の区域  
延長 12.75メートル  
幅員 0.41メートルから  
0.46メートルまで  
面積 5.60平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月29日

### ◎世田谷区告示第197号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区深沢八丁目122番14地先無番
- 3 変更の区域  
延長 24.09メートル  
幅員 1.81メートル  
面積 43.79平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月29日

### ◎世田谷区告示第198号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
34-G121
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区深沢八丁目122番4地先無番から122番14地先無番まで  
(新)世田谷区深沢八丁目122番4地先無番から122番15地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和6年3月29日

### ◎世田谷区告示第199号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年3月29日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
40-1
- 2 変更の区間  
世田谷区深沢八丁目122番14の内
- 3 変更の区域  
延長 24.08メートル  
幅員 3.79メートルから  
3.82メートルまで  
面積 98.09平方メートル

### ◎世田谷区告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年3月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目687番11の内
- 3 変更の区域  
延長 14.86メートル  
幅員 0.93メートルから  
1.02メートルまで  
面積 14.94平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和6年3月29日

### ◎世田谷区告示第201号

令和4年4月1日世田谷区告示第349号の一部を次のように訂正する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 告示中 「2 指定納付受託者に納付させ  
特別区民税・都民税、軽  
3 指定納付受託者として指定  
令和4年4月1日

る歳入  
自動車税(種別割)及び国民健康保険料した日

を「2 指定納付受託者の指定をした日  
令和4年4月1日」  
に訂正する。

### ◎世田谷区告示第202号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ささえの心・世田谷
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区経堂二丁目18番15号
- 3 事業者の名称  
株式会社愛の羽

4 廃止届受理年月日 令和6年3月19日

5 サービスの種類 居宅介護支援

### ◎世田谷区告示第203号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

## 公 告

### ◎世田谷区公告第14号

次の表に記載する者に対する志太広域都市計画事業焼津市南部土地区画整理事業施行者焼津市南部土地区画整理組合が発した土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分のお知らせに係る書類は、送付すべき場所を確知することができない又は送付したが書類の受領を拒まれたため、これを送付することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて、通知の内容が令和6年3月1日から同月11日までの間、静岡県焼津市小川2724番地の1(焼津市小川公民館)所在の掲示板及び組合定款第45条により同月1日から同月15日までの間、静岡県焼津市本町二丁目16番32号(焼津市役所)所在の掲示場に掲示されている。

令和6年3月1日

世田谷区長 保坂展人

書類の送付を受けるべき者		
氏名	(被相続人)	
	戸本 壮作	
	(相続人)	
	北村 晴美	
住所(又は最後の住所)	東京都世田谷区北沢一丁目516番地	

### ◎世田谷区公告第15号

世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第7条第4項の規定により、世田谷区立区民会館の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月6日

世田谷区長 保坂展人

# 世田谷区公報

令和6年4月22日（第757号）

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立砧区民会館	株式会社世田谷サービス 公社	東京都世田谷区太子堂三 丁目25番9号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

**◎世田谷区公告第16号**

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29  
条第1項の規定に基づき許可した次の開発  
行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月13日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	2 許可を受けた者 の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜上水二丁目 199番11 199番60 199番61 199番62 199番63 199番64 199番65 199番66 199番67 199番68 199番69 199番70 199番71	東京都武蔵野市 境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

199番72
199番73
199番74
199番75
199番76
199番77
199番78
199番79
201番5

- 1 公聴会を行う日時  
令和6年3月22日（金曜日）午前  
10時00分から
- 2 公聴会を行う場所  
東京都世田谷区用賀四丁目38番16  
号  
世田谷区立用賀地区会館第1会議  
室
- 3 公聴会を行う理由  
別紙の建築許可をするため  
別紙省略

**◎世田谷区公告第17号**

公開による意見の聴取の開催につい  
て

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48  
条第1項ただし書の規定による許可申請が  
あったので、同条第15項の規定に基づき次  
のように公開による意見の聴取（以下「公  
聴会」という。）を行います。

利害関係のある方は、この公聴会におい  
て意見を述べるすることができます。なお、意  
見のある方で、当日に出席できない方は、  
公聴会前日までに都市整備政策部建築調整  
課へ意見の要旨を提出してください。

令和6年3月15日

世田谷区長 保坂展人

**◎世田谷区公告第18号**

世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月  
世田谷区条例第48号）第7条第4項及び世  
田谷区立区民センター条例（昭和47年12月  
世田谷区条例第44号）第19条第4項の規定  
により、世田谷区立区民会館及び世田谷区  
立区民センターの指定管理者を指定したの  
で、世田谷区立区民会館条例第7条第5項  
及び世田谷区立区民センター条例第19条第  
5項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月15日

世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立烏山区民会 館	烏山区民センター運営 協議会	東京都世田谷区南烏山六丁 目2番19号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立烏山区民セ ンター	烏山区民センター運営 協議会	東京都世田谷区南烏山六丁 目2番19号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

**◎世田谷区公告第19号**

世田谷区立区民センター条例（昭和47年  
12月世田谷区条例第44号）第19条第4項の

規定により、世田谷区立区民センターの指  
定管理者を指定したので、同条第5項の規  
定により次のとおり公告する。

令和6年3月26日

世田谷区長 保坂展人

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立太子堂区民 センター	太子堂区民センター運 営協議会	東京都世田谷区太子堂一丁 目14番20号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立弦巻区民セ ンター	弦巻区民センター運営 協議会	東京都世田谷区弦巻一丁目 26番11号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立宮坂区民セ ンター	宮坂区民センター運営 協議会	東京都世田谷区宮坂一丁目 24番6号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立桜丘区民セ ンター	桜丘区民センター運営 協議会	東京都世田谷区桜丘五丁目 14番1号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立代田区民セ ンター	代田区民センター運営 協議会	東京都世田谷区代田六丁目 34番13号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立奥沢区民セ ンター	奥沢区民センター運営 協議会	東京都世田谷区奥沢三丁目 31番6号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立玉川台区民 センター	玉川台区民センター運 営協議会	東京都世田谷区玉川台一丁 目6番15号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立深沢区民セ ンター	深沢区民センター運営 協議会	東京都世田谷区深沢四丁目 33番11号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
世田谷区立鎌田区民セ ンター	鎌田区民センター運営 協議会	東京都世田谷区鎌田三丁目 35番1号	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

# 世田谷区公報

世田谷区立上北沢区民センター	上北沢区民センター運営協議会	東京都世田谷区上北沢三丁目8番9号	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
世田谷区立粕谷区民センター	粕谷区民センター運営協議会	東京都世田谷区粕谷四丁目13番6号	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### ◎世田谷区公告第20号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

また、同法第66条の規定により公告すべき事項も併せて公告する。

令和6年3月28日

世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称  
東京都計画道路事業幹線街路補助線街路第128号線
- 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 施行者の名称  
世田谷区
- 事務所の所在地  
世田谷区世田谷四丁目21番27号
- 事業地の所在地  
収用の部分  
世田谷区松原三丁目地内  
使用の部分  
世田谷区松原三丁目地内

### ◎世田谷区公告第21号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 宇奈根三丁目 35番3 35番15 35番16 35番17 35番18 35番19 35番20 35番21 35番22 35番23 35番24 35番25 35番26 35番27 35番28 35番29 35番30 35番31 35番32 35番33 35番34 35番35 35番36	東京都西東京市 東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕

### ◎世田谷区公告第22号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、各種予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 予防接種の種類、予防接種の対象者、予防接種を行う期間及び予防接種を受けるに当たって注意すべき事項  
別紙のとおり
- 予防接種を行う場所  
別紙のとおり

別紙省略

### ◎世田谷区公告第23号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定により認定を取り消した建築物について、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月29日

世田谷区長 保坂展人

- 認定取消年月日及び認定取消番号  
令和6年3月13日付第R05認定0035号
- 一団地の区域(地名地番)  
世田谷区新町一丁目31番2及び31番3
- 建築物の名称  
新町社宅

## 規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。

令和6年3月1日

世田谷区教育委員会

### 世田谷区教育委員会規則第3号

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則(昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、付則に次の1項を加える。

- 令和7年4月1日を入園日とする認定こども園世田谷区立多間幼稚園(以下「多間幼稚園」という。)の4歳児(別表備考第1項に規定する4歳児をいう。)の入園については、委員会が指定する日において3歳児プレ保育(令和2年4月2日から令和3年4月1日までの間に出生した区内に在住の未就園児を対象として、令和6年度に多間幼稚園において実施する教育・保育に係る活動をいう。)に参加している者の保護者から、委員会が指定

する期間内において第11条第1項の規定による申込書の提出があったときは、同条第2項の規定にかかわらず、優先してその者の入園を承諾するものとし、その他の者の保護者から同条第1項の規定による申込書の提出があったときは、抽選による選考の上、その者の入園を承諾するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和6年3月15日

世田谷区教育委員会

### 世田谷区教育委員会規則第4号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「同法第6条の4第1号」を「同条第1号」に改め、「(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)」を削る。

第27条第1項中「7月1日から9月30日まで」を「6月1日から10月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- この規則による改正後の第8条第1項の規定により新たに幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年3月世田谷区条例第21号)第11条第1項の民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として教育委員会規則で定める者となる児童を養育する者は、施行

日前においても、同条例第11条第1項に規定する育児を行う職員の深夜勤務の制限並びに同条例第11条の2第1項及び第11条の3第1項に規定する育児を行う職員の超過勤務の制限並びに幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間、同規則第23条に規定する出産支援休暇、同規則第25条に規定する慶弔休暇及び同規則第29条の2に規定する子の看護休暇の取得のために必要な手続を行うことができる。

次に掲げる規則を公布する。  
令和6年3月27日  
世田谷区教育委員会

**世田谷区教育委員会規則第5号**

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

**世田谷区教育委員会規則第6号**

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

**世田谷区教育委員会規則第7号**

世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則

**世田谷区教育委員会規則第8号**

世田谷区立教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会事務局組織規則(平成4年3月世田谷区教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表以外の部分中「課」の次に「及び担当課」を加え、同表中「教育研究・ICT推進課」を「教育研究・ICT推進課」に改め、同条第2項中「課」の次に「及び担当課」を加える。

第4条第1項中「を」の次に「、担当課に担当課長を」を加え、同条第3項中「課長」の次に「及び担当課長」を、「その課」の次に「又は担当課」を加える。

第5条第2項中「課」の次に「及び担当課」を加え、同条第3項中「」の次に「及び担当課」を加え、同条第4項及び第6項中「教育研究・ICT推進課」の次に「、事業推進担当課」を加える。

第7条の見出し及び同条第1項の表以外の部分中「各課」を「各課等」に改め、同表教育総務課の部調整係の項第1号中「課」を「課等」に改め、同項第8号中「区立幼稚園」の次に「(区立認定こども園を含む。第3項の表乳幼児教育・保育支援課の部乳幼児教育・保育支援担当係長の項を除き、以下同じ。)」を加え、同項第17号中「他の課」を「他の課等」に改め、同条第2項の表以外の部分中「学校職員課の係」を「学校職員課の係等」に改め、同表学校職員課の部職員係の項第12号中「係」を「係等」に改め、同項の次に次のように加える。

働き方改革推進担当係長

(1) 区立幼稚園及び区立学校におけ

る働き方改革に関する計画の策定及び進捗管理に関すること。

(2) 区立幼稚園及び区立学校における働き方改革の総合的な調整に関すること。

第7条第3項の表以外の部分中「教育研究・ICT推進課の担当係長等」の次に「、事業推進担当課及び事業推進担当課の担当係長等」を加え、同表教育相談課の部教育総合センター管理係の項第1号及び第6号中「教育研究・ICT推進課」の次に「、事業推進担当課」を加え、同表教育研究・ICT推進課の部教育ICT推進担当係長の項第2号中「教育ネットワーク」を「学習系ネットワーク」に改め、同項第3号中「校務ネットワーク」を「校務系ネットワーク」に改め、同部事業推進担当係長の項を削り、同部の次に次のように加える。

事業推進担当課  
事業推進担当係長

(1) 教育総合センターに係る事業(教育相談課、教育研究・ICT推進課、支援教育課及び乳幼児教育・保育支援課が行うものを除く。)の推進及び調整に関すること。

指導主事

(1) 教育課程に関すること。  
(2) 教育に関する調査及び研究に関すること。  
(3) 前2号に掲げるもののほか、学校教育に係る専門的事項の指導及び助言に関すること。

第7条第3項の表支援教育課の部指導主事の項第3号中「教育相談」を「特別支援教育」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則の一部を改正する規則

学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則(平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「規定する課」の次に「及び担当課」を加え、同条第4号中「規定する課長」の次に「及び担当課長」を加える。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区教育財産管理規則の一部を改正する規則

世田谷区教育財産管理規則(昭和40年3月世田谷区教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「規定する課」の次に「及び担当課」を加える。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

世田谷区立教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立教育総合センター条例施行規則(令和3年12月世田谷区教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第1号中「日曜日」を「毎月の第2日曜日」に改める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。

令和6年3月28日

世田谷区教育委員会

**世田谷区教育委員会規則第9号**

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校給食費に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区学校給食費に関する規則(平成28年12月世田谷区教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。  
(令和6年度以後の学校給食費の納付に関する特例)

3 第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について、保護者等は、当該学校給食費を納付する必要はないものとする。ただし、生活保護法第13条に規定する教育扶助のうち学校給食費に係るものの支給を受けている世帯に属する児童又は生徒及び保護者等が世田谷区特別支援教育就学奨励費支給要綱の規定に基づく就学奨励費のうち給食費の支給を受けている児童又は生徒の学校給食費については、この限りでない。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

**規則(区議会)**

次に掲げる規則を公布する。

令和6年3月29日

世田谷区議会議長

おぎの けんじ

**世田谷区議会規則第1号**

世田谷区議会傍聴規則の一部を改正する規則

世田谷区議会傍聴規則の一部を改正する規則

世田谷区議会傍聴規則(昭和54年1月世田谷区議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「別記第1号様式」を「第1号様式」に改め、同項第2号中「別記第2号様式」を「第2号様式」に改める。  
第4条を次のように改める。  
(傍聴席等)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席並びに親子傍聴室及び車椅子スペースの席とする。

2 一般席及び報道関係者席の総数は、93

# 世田谷区公報

席とする。

3 親子傍聴室の運用方法については、議長が別に定める。

第4条の次に次の1条を加える。  
(傍聴人数の制限)

第4条の2 議長が、満席その他の事情により、必要があると認めるときは、傍聴人数を制限することができる。

第8条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第9条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 携帯電話等の通信機器その他電子機器の類の着信音、操作音等が鳴らないようにするとともに、通話をしないこと。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。  
(撮影、録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ議長の許可を得た者はこの限りでない。

別記第1号様式を次のように改め、同様式を第1号様式とする。  
様式省略

別記第2号様式を次のように改め、同様式を第2号様式とする。  
様式省略

附 則  
この規則は、令和6年4月15日から施行する。

## 告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第4号  
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。  
令和6年3月1日  
世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第5号  
地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和6年3月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。  
令和6年3月1日  
世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,433
6分の1の数	128,602
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,268

◎世田谷区選挙管理委員会告示第6号  
選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。  
令和6年3月1日  
世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第7号

職名	額の種別	(1) 報酬の額	(2) 地域手当に相当する報酬	(1)及び(2)の合計額
選挙事務補助	日額	4,278円	855円	5,133円

備考 地域手当に相当する報酬とは、条例第7条の地域手当に相当する報酬をいう。

附 則  
この告示は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの勤務の実績に対する報酬の支給について適用する。

## 告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第3号  
農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第8回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。  
令和6年3月22日  
世田谷区農業委員会会長  
穴戸 幸男

- 開催日時 令和6年3月28日(木) 午後3時00分
- 開催場所 三軒茶屋分庁舎3階大小会議室
- 審議事項
  - 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - 第3号議案 その他の事項について

## 告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第2号  
令和5年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。  
令和6年3月7日  
世田谷区監査委員 田 中 文 子  
同 中 根 秀 樹  
同 下 山 芳 男  
同 高 橋 昭 彦

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年10月世田谷区条例第21号。以下「条例」という。)第3条から第5条までの規定に基づき、会計年度任用職員(条例第1条に規定する会計年度任用職員をいう。)の報酬の額を定め、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則(令和2年1月世田谷区規則第3号)第4条の規定に基づき、次のとおり告示する。  
令和6年3月1日  
世田谷区選挙管理委員会

**改善要望事項に対する措置状況**

**適正な会計事務を求めもの**

**【改善要望事項】**

本庁舎等整備工事に係る令和4年度分の工事代金の支払いにおいて、執行日の誤認により年度内に相手方に着金しないことが判明したことから、当該支出については後日相手方からの戻入を前提とし、相手方からの請求書に基づかない起案決定のみにより、年度内に着金するよう工事代金を一時的に二重で支出した事例について、本件は公金に対し多大なリスクが生じており、少額ではあるが、戻入に伴う手数料が発生していることは極めて不適切である。

今後は事務の役割分担を行う際に重要となる情報共有を密に行い相互の状況を逐一把握するとともに、改めて会計事務規則等に則った事務処理を徹底すること。

**【措置状況】**

本件において、指稿の工事代金を一時的に二重に支出したことに関しては、相手方からの戻入を前提に、関係各課と協議を行った上での判断であった。

今回の事態が生じた要因は、支出命令処理時に、区としての支払い処理を行う「執行予定日」の意味を、相手方への着金日と誤認したために起こったものであり、かつ担当者間で、相手方着金までの所要日数を事前に確認しなかつたためである。

今後このようなことが二度と発生しないよう、適正な処理を共有するとともに、「執行予定日」の意味についても周知徹底を図ったところである。引き続き、公金の適正な支出を図るため、会計事務規則に則った事務処理を徹底する。

**適正な補助金事務を求めもの**

**【改善要望事項】**

補助金交付にかかる手続きにおいて、予算書に申請額と同規模以上の予備費及び繰越金の記載がある団体からの補助金交付申請に対し、交付を行っているが、予備費について相応な理由があると一言い難い事例、及び交付決定に際し十分な検証がなされたと言えない事例が見受けられた。

補助金の交付にあたっては、常にその必要性、有効性等を十分に検証し、区民に対して費用対効果などの説明責任が十分に果たされるように執行していく必要があるが、今後も補助金の有効性を十分に検証のうえ適切に執行されたい。

**【措置状況】**

**(1)生涯学習課**

本補助金の今後の運用については、当該団体が自主性や主体性を発揮できるよう、補助要綱の改正等に取り組むとともに、引き続き、補助制度の適切な運用に努める。

特に、繰越金または予備費が補助申請額を超える場合は、区の支援によることなく、自主活動が可能であると考えられることから、補助額の減額など必要な措置を講じるとともに、繰越金等の有効活用策はもとより、活動内容やその手法、団体の運営方法等の改善策等を提案・助言していく。

令和6年度以降の補助金申請にあたっては、申請団体から前年度の執行状況や翌年度の事業計画及び事業予算等について年度末までにヒアリングを行い、適正な補助金活用となるよう内容について助言・指導を行う。

**(2) 教育研究・ICT推進課**

指稿の「必要性や有効性の検証が不十分な補助金額を交付したこと」については、補助金申請団体の担当者が毎年交替しており、担当者間での申請事務における申し送りや不十分であったことから、補助金への申請を減額させると後の予算配当が大幅に削減されてしまうのではないかとという考えや、新型コロナウイルス感染症の5類移行後に補助金対象事業活動が活性化し、積み上げられた予備費が執行できるであろうといった見込みの甘さがあつたことにより生じた。

また、本課においても、補助金交付申請書の精査や団体への聞き取りが不十分であったためである。

既に当該団体と協議をし、令和5年度の補助金対象事業を積極的かつ効果的に拡大・実施して、交付を受けた補助金の効果を発揮できるように事業活動へ取組むことと、令和6年度の補助金交付申請手続き時には、5年度決算の繰越金と6年度予算の予備費を吟味し、不必要な予備費が積み上がらぬよう、交付申請額の一部減額もしくは申請の停止をすることを指導した。

◎世田谷区監査委員告示第3号

住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和6年3月29日

世田谷区監査委員	田中	文子
同	中根	秀樹
同	下山	芳男
同	高橋	昭彦

5世監第211号  
令和6年3月22日

世田谷区監査委員	田中	文子
同	中根	秀樹
同	下山	芳男
同	高橋	昭彦

A 様

住民監査請求について(通知)

令和6年2月27日付5世監第187号で受け付けた住民監査請求については、下記の理由により、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第5項に定める監査を実施しないことと決定したので通知します。

記

法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は、地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法又は不当な①公金の支出、②財産の取得、管理又は処分、③契約の締結又は履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されており、当該地方公共団体の住民は、これらの違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実のいずれかがあると認めるときに、監査委員に対し、その監査を求め、非違の防止、是正等のため必要な措置を請求することができるものである。

したがって、住民監査請求をするにおいては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)を、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に個別的、具体的に示し、かつ当該行為等が違法又は不当であるとするとする理由を掲示することを要するとされている。

しかし、本件措置請求においては、上記①から⑥のいずれかに該当するいかなる行為をもって住民監査請求の対象とするのか、明確ではなく、住民監査請求の対象となる当該行為等が違法又は不当であるとするとする理由の掲示もされていない。

よって、本件請求については、法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。



世田谷区職員措置請求書

世田谷区長 宛 区長 様 宛 提出 請求 ボ ャ ー 様 宛

1 請求の要旨

令和5年9月9日、世田谷区立男女共同参画センターらぶらすは「離婚をめぐる法律・制度活用講座 法律編」を実施し、[ ]の [ ] 弁護士(以降、「[ ]氏」)が講師として、講座を担当した(甲第1号証「チラシ」・甲第2号証「音声データ」)。(※講師謝礼は25,000円(甲第3号証))

講座の中で、[ ]氏は別紙1の内容を約20名の参加者に指南した(甲第2号証「音声データ」40:25~41:47)。これは財産分与の対象となる財産を隠す「不法行為の指南」にあたる。

夫婦間の財産隠しについては、浦和地方裁判所川越支部平成元年9月13日民事部判決で、妻が財産分与となる国債を隠していた事案で、妻に夫の財産分与請求する機会を喪失させた不法行為があったとして、その隠していた財産の半分の金額の支払いを命じる判決が出ているためである。

当該不適切な内容の指南をしたことについて、[ ]氏が所属する東京弁護士会に懲戒請求を行ったところ、同会綱紀委員会第1部会によって①当該指南が不適切であったこと②[ ]氏に深い反省の意が認められることに対する認定がなされた(甲第4号証「議決書」)。

世田谷区が公金を支出して実施した離婚講座であれば、通常そこで「不法行為の

指南」が行われるとは考えにくく、当該不法行為は「区の御墨付きである」との認定を与えらるることとなり、後に指南どおりに財産隠しをし、法的なペナルティを課せられた参加者からの訴訟や、実際に不正な財産隠しの被害に遭った区民からの損害賠償請求などのリスクを、区が背負うこととなる。

ついでに、区による[ ]氏からの事実関係の聴取及び公表を行い、次年度以降「女性限定の離婚講座」の実施を見送るとともに、[ ]氏が講師を務めた令和2年から令和5年までの4年間の講座参加者約80名が「不正な財産分与逃れ」を実行していないかどうか、区による調査及び結果の公表を求める。

2 請求者

住所 東京都世田谷区 [ ]

氏名 (自署) [ ]

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和6年 2月 27日

世田谷区監査委員あて